

平成 2 8 年 6 月 1 0 日

平成 2 8 年 第 2 回 和 束 町 議 会 定 例 会

(第 1 号)

和 東 町 議 会

平成 2 8 年 第 2 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 (第 1 号)

招 集 年 月 日 平 成 2 8 年 6 月 1 0 日 (金)

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

閉 議 午 後 4 時 4 2 分

出 席 議 員 (1 0 名)

1 番	竹 内	き み 代	2 番	藤 井	清 隆
3 番	村 山	一 彦	4 番	吉 田	哲 也
5 番	井 上	武 津 男	6 番	岡 田	泰 正
7 番	岡 本	正 意	8 番	小 西	啓
9 番	岡 田	勇	1 0 番	畑	武 志

欠 席 議 員 (0 名)

な し

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 北 淳 司

書 記 島 川 昌 代

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	堀忠雄
副町長	奥田右
総務課長	中嶋浩喜
地方創生担当課長	草水清美
地域力推進課長	古田良明
人権啓発課長	井上順三
税住民課長	細井隆則
福祉課長	岡田博之
診療所事務長	久保順一
農村振興課長	東本繁和
農村振興課主幹	和賀聡
建設事業課長	馬場正実
会計管理者兼会計課長	山本千代美

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり
会議録署名議員	7番 岡本正意
	8番 小西啓

議事日程（第1号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 閉会中の委員会調査報告及び一部事務組合議会等の報告

日程第 5 一般質問

日程第 6 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて

平成27年度 和東町一般会計補正予算（第7号専決）

承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて

平成27年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第5号専決）

承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて

平成27年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号専決）

承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて

平成27年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第2号専決）

承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて

平成27年度和東町介護保険特別会計補正予算（第4号専決）

承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて

平成27年度和東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号専決）

- 報告第 2号 平成27年度和東町一般会計繰越明許費繰越計算書に関する報告書
- 報告第 3号 平成27年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算繰越明許費繰越計算書に関する報告書
- 報告第 4号 平成27年度城南土地開発公社（第1回）補正事業計画に関する報告書
- 報告第 5号 平成27年度城南土地開発公社（第2回）補正事業計画に関する報告書
- 報告第 6号 平成28年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書
- 報告第 7号 平成27年度一般財団法人和東町活性化センター決算に関する報告書
- 報告第 8号 平成28年度一般財団法人和東町活性化センター事業計画に関する報告書

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（畑 武志君）

皆さん、おはようございます。

本日はご苦労さまでございます。

ただいまから、平成 2 8 年和東町議会第 2 回定例会を開会いたします。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

皆さん、おはようございます。

平成 2 8 年第 2 回和東町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆さんには何かとお忙しい中、こうして全員の議員の皆さんにご出席をいただきましてありがとうございます。また、日ごろは、議員の皆さん方には、和東町の行政に何かとご指導、ご協力をいただいておりますことをこの場をかりまして厚く御礼申し上げたいと思います。

今、和東町は、煎茶の終わり、今、てん茶をやられている時期であります。ことしの大きな特徴は、量は少し少ない。しかし、単価は去年より少しですけれども、高い。こういう状況で聞いているわけですが、全体的な量が少ないという面で去年より少ないんじゃないかなという心配もいたしております。今、てん茶をやられているわけなんです、それも含めて和東町の茶業がさらにいい結果に終わりますことを願っているところであります。

さて、本議会には、いわゆる補正予算の専決案件を中心に、同意案件等種々提案を予定いたしているところであります。どうか皆さん方には慎重なご審議をいただきまして、いずれにいたしましてもご承認、ご可決賜りますことをお願いいたしまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は本当にどうもご苦労さんです。

○議長（畑 武志君）

本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、岡本正意議員、8番、小西 啓議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月24日までの15日間としたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から6月24日までの15日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

この場をかりまして一言ご報告を申し上げさせていただきたいと思いをします。

このほど地方税法に基づく延滞金を徴収しているわけなんです、その収納済みの中におきまして、計算におきまして誤納が生じたということで、141件8万6,200円つかんでいるわけなんです、そうしたものがわかりました。これについては税法上に基づき、また、いろんな検討をし、処理させていただきたいというように思っておりますので、この場をかりまして、こうしたことが出てきたということでご報告させていただきたいと思いをします。

あと、今、事務のほうに適切な処理をするように指示をしているところでありますので、どうかよろしくお願いをします。

報告とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

おはようございます。

それでは、私のほうからは、平成28年第2回定例会報告書に基づきましてご報告申し上げます。

まず、報告第2号でございます。

平成27年度和束町一般会計繰越明許費繰越計算書に関する報告書

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成27年度和束町一般会計繰越明許費繰越計算書を調製したので、別紙のとおり報告します。

平成28年6月10日報告

和束町長 堀 忠雄

次のページに繰越明許費繰越計算書をつけさせていただいております。

款、項、事業名、金額、翌年度の繰越額の順にご報告申し上げます。

なお、財源内訳につきましては省略させていただきますので、ご了承をお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、情報セキュリティ強化対策事業、2,095万7,000円、2,095万7,000円。

同款、同項、茶源郷マルシェ開催委託事業、108万円、108万円。

同款、同項、茶源郷まつり開催補助事業、250万円、250万円。

同款、同項、民間国際交流推進補助事業、200万円、200万円。

同款、同項、山の家改修事業（過疎対策）、2億2,417万5,000円、1億5,413万円。

2款民生費、1項社会福祉費、年金生活者等支援臨時福祉給付事業、1,937万6,000円、1,903万4,000円。

5款農林業費、1項農業費、和束茶を活かした新産業創出事業、1,510万円、

1,510万円。

同款、同項、農業体験民泊推進事業、646万円、646万円。

5款農林業費、2項林業費、フィールドアスレチック設置調査事業、400万円、400万円。

同款、同項、木材を活かした新産業創出事業、650万円、650万円。

同款、同項、林道維持修繕事業、219万7,000円、219万7,000円。

同款、同項、野生鳥獣個体数調整業務委託事業、1,071万2,000円、1,071万2,000円。

6款商工費、1項商工費、縁側カフェ設置事業、148万8,000円、148万8,000円。

同款、同項、農家民泊等広域観光受入体制整備事業、910万円、910万円。

同款、同項、お茶の京都DMO設置負担金事業、130万円、130万円。

同款、同項、農家民宿開設補助事業、500万円、500万円。

同款、同項、「お茶の京都」拠点機能充実支援補助事業、300万円、300万円。

同款、同項、地域コンテンツ充実支援補助事業、500万円、500万円。

次のページでございます。

同款、同項、地域住民によるおもてなし観光整備事業、450万円、450万円。

同款、同項、相楽地域におけるインバウンド観光事業82万2,000円、82万2,000円。

7款土木費、2項道路橋りょう費、門前橋整備事業（過疎対策）、5,415万8,000円、2,937万3,000円、同款、同項、橋りょう補修事業（過疎対策）、7,882万4,000円、1,277万2,000円。

平成28年6月10提出

和束町長 堀 忠雄

でございます。

報告第3号につきましては、所管課長よりご報告申し上げます。

飛ばさせていただいて、報告第4号でございます。

平成27年度城南土地開発公社（第1回）補正事業計画に関する報告書

平成28年6月10日報告

和東町長 堀 忠雄

次のページに平成27年度城南土地開発公社（第1回）補正事業に関する報告書をつけさせていただいております。

報告書の1ページに議案第3号ということで、平成27年度城南土地開発公社（第1回）補正事業計画並びに補正予算について。

平成28年2月18日に提出されまして、同日可決されております。

次ページ以降に事業計画、補正予算等の資料をつけておりますので、お目通しいたきたいと思っております。

続きまして、報告第5号

平成27年度城南土地開発公社（第2回）補正事業計画に関する報告書

平成28年6月10日報告

和東町長 堀 忠雄

次のページに報告書をつけさせていただいております。

報告書の1ページ、議案第7号、平成27年度城南土地開発公社（第2回）補正事業計画並びに補正予算について。

平成28年3月22日に提出されまして、同日可決されております。

次ページ以降に補正事業計画、補正予算等の資料をつけさせていただいておりますので、お目通しいたきたいと思っております。

続きまして、報告第6号

平成28年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書

平成28年6月10日報告

和 東 町 長 堀 忠 雄

次のページに報告書を添付させていただいております。

報告書の1ページ、議案第8号、平成28年度城南土地開発公社事業計画並びに予算について。

平成28年度3月22日に提出されまして、同日可決されております。

次ページ以降に事業計画と予算に関する説明書をつけさせていただいておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

報告第7号

平成27年度一般財団法人和東町活性化センター決算に関する報告書

平成28年6月10日報告

和 東 町 長 堀 忠 雄

次のページに、平成27年度第4期の事業報告書、そして第4期の収支決算報告書を添付させていただいております。お目通しいただきたいと思っております。

続きまして、報告第8号

平成28年度一般財団法人和東町活性化センター事業計画に関する
報告書

平成28年6月10日報告

和 東 町 長 堀 忠 雄

次のページに、平成28年度第5期の事業計画書並びに平成28年度の収支予算書を添付させていただいております。お目通しいただきたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（畑 武志君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうからは、報告第3号、和東町簡易水道事業特別会計について報

告させていただきます。

報告第3号

平成27年度和束町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書に
関する報告

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成27年度和束町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を調製したので、別紙のとおり報告します。

平成28年6月10日報告

和束町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

平成27年度和束町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。

2款施設費、1項施設費、事業名：水道施設整備事業（門前橋架替工事分）、金額
3,349万9,880円、翌年度繰越額1,337万3,000円。

平成28年6月10日提出

和束町長 堀 忠雄

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（畑 武志君）

議長から報告いたします。

監査委員より、平成28年度第1回出納検査の結果の報告がありましたので、結果報告をご希望の議員は事務局にてごらんください。

以上で、報告を終わります。

日程第4、閉会中の委員会調査報告及び一部事務組合議会等の報告を求めます。

初めに、総務厚生常任委員長、井上武津男議員。

○総務厚生常任委員長（井上武津男君）

それでは、報告させていただきます。

総務厚生常任委員会報告。

本委員会は6月1日に、町長、副町長、関係課長の出席を求め、各課における平成27年度の主要事業の成果などについて事務調査を行いました。

初めに堀町長から、平成27年度決算出納は黒字でありましたとの報告がありました。

和東町には大変たくさんの観光客が来られて、住民と協働のまちづくりに取り組んでいるところです。

宇治木屋線の犬打峠トンネル化に向けた調査費が計上され、着手されると聞いております。また、星野リゾートがまちづくりに関心を持っていただいております。和東町のブランド力の向上を目指してまいります。

診療所の先生が退職され、2年間の期限つき採用となり、その後、医師の確保・存続に向けて山城病院と月2回の医師派遣の協定を結ぶことができ、2年間の間に医師の確保が大きな課題との報告がありました。

次に、副町長から、平成27年度の決算見込みについて報告がありました。

報告では、決算見込額は一般会計で歳入総額38億5,952万円、歳出総額37億3,542万円で、実質収支は1億1,090万円の黒字でした。また、6特別会計では、歳入総額20億9,698万円、歳出総額20億2,423万円となり、実質収支は7,275万円と、全ての特別会計で黒字決算となりました。

続いて、各課の平成27年度事業の実施状況などについて調査を行いました。

総務課では18事業の報告があり、路線バス運行維持補助金では、人口減少で乗車数が少なく、補助金がふえている。また、バス停環境の改善を図るため、バス停表示盤のリニューアル、観光案内板の設置により交流人口の増加を見込んでいきたいとの報告がありました。

委員からは、ふるさと応援寄附金の返礼品を地域の産物に、また基金の活用などの質問があり、寄附金の活用先として五つの目的に応じた事業を検討していきたいとのことでした。

地域力推進課では、地域住民による地域観光資源充実支援事業により、白栖区、釜塚区は、観光施設の安全対策として手すり、フェンスなどの整備、また園区、原山区は、観光客や住民が快適に利用できるトイレの整備を行いましたとの報告がありました。

税住民課からは、平成27年度の町税の課税状況の報告がありました。平成27年度の町全体の課税額の現年度分は前年度より1.15%減となり3億7,002万円で、税目別に見ると、個人課税で前年度比1.45%増、法人課税で4.07%減、町民税全体で0.87%増との報告がありました。

委員からは、国民健康保険事業での人間ドック受診5割負担を3割負担にとの質問があり、担当課長からは、6月補正において対応していきたいとの回答がありました。

福祉課では、平成27年度から実施しました地域包括ケア総合交付金事業により、既存の地域サロンなどを活用し、ゲームや体操などのメニューを提供して認知症予防に努め、17カ所で実施されました。参加人数は延べ249人で、今後の課題として認知症予防事業の実施により介護が必要となる要介護者の増加を抑制し、地域ボランティアを活用して定着させていく必要があると報告がありました。

また、母子手帳、健康手帳を発行に来られたときに、京都府はスマホ母子手帳の活用をしているがとの質問に、着実に京都府からは利用されているが、和束町としてもアピールしていき、引き続き行っていきたい。

ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯を中心に相談、見守りを行う高齢者見守りサポート事業で、27年度では延べ訪問回数が2,138件、訪問対象者数が45人であり、地域包括支援センター、居宅介護事業所などにおける情報共有ができ、関係機関とのつなぎ役として、それぞれの世帯で抱えている生活負担の解消を図るとの説明がありました。当日は7月オープン予定の山の家耐震改修工事の現地調査を行い、このほか和束庁舎耐震補強及び改修工事の工事概要説明があり、早急に工事の発注を予定している。また、観光案内所建築工事の概要などの説明がありました。

以上を報告とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

続きまして、産業常任委員長、吉田哲也議員。

○産業常任委員長（吉田哲也君）

それでは、私のほうから産業常任委員会報告をいたします。

本委員会は、6月2日に、町長、副町長、関係課長、主幹の出席を求め、各課における平成27年度の主要事業の成果などについて事務調査を行いました。

初めに堀町長から、和束町の地方創生への取り組みなどが説明され、その後、奥田副町長から、平成27年度決算の見込みについて報告があり、一般会計、特別会計はいずれも黒字決算であったとの説明でした。

その後、農村振興課及び建設事業課から平成27年度の主要事業の報告が行われ、農村振興課では、茶業振興対策事業や集落営農組合育成対策事業などの33事業、建設事業課では、道路維持補修費や社会資本整備総合交付事業などの19事業について説明がありました。

27年度の特徴として農村振興課では、山の家改修工事や、近年、和束町でふえてくるサイクリングの環境を整備するための自転車振興実施計画の策定事業、湯船森林公園内のマウンテンバイクコースの維持管理業務、また野生動物里山事業について。

建設事業課では、町道山口線の拡幅改良工事や老朽化した門前橋のかけかえ工事や町営住宅の建てかえ事業などがありました。

そのほか農村振興課からは、平成27年度のお茶の入札状況と過去2年間の茶種別の入札状況の報告があり、ことしの煎茶は出荷量が昨年より少なく、一方、てん茶の出荷量が多い傾向にあるとの説明でした。

以上の報告を受けて、各委員からは、山の家駐車場について、また自転車振興実施計画や有害鳥獣捕獲などの意見、質問がありました。

また、建設事業課関係では、町道山口線拡幅改良工事、門前橋のかけかえ工事の今

後の計画、町営住宅の入居は公共料金の滞納対策は、その他各課長からは、山の家駐車場は、マイクロバスが安全に進む、スムーズに回転できるように駐車場整備をしている。自転車振興実施計画は、自転車で和東に来られたときに危険な箇所等に看板設置、またはサイクルルートの案内、道路拡幅、マウンテンバイクの整備等の計画を策定、有害鳥獣捕獲は個体調整、捕獲の実施を行っており、おり等の設置について委託業者と協議・検討を行っている。

町道山口線拡幅改良工事、門前橋のかけかえ工事の今後の計画については、国庫補助金が大変厳しい状況にあり、今後、京都府に対して要望していきますとの回答がありました。

町営住宅の入居につきましては、現在、町営住宅の建てかえ工事を行っているところで、入居につきましては、政策、空き家等も考慮した中でとの回答でした。

公共料金の滞納対策は強化を図っていくとの回答でした。

最後に、その他の項目として、6月定例会で提案されているてん茶工場補正予算等について、各担当課から説明があり、質疑の後この日の事務調査を終えました。

以上で、報告といたします。

○議長（畑 武志君）

続いて、一部事務組合議会の報告を求めます。

山城病院組合議会、岡田泰正議員。

○山城病院組合議会（岡田泰正君）

おはようございます。

それでは、山城病院議会の報告をいたします。

平成28年第1回国民健康保険山城病院組合議会の臨時会が平成28年5月18日（水）午前9時30分より山城病院9階会議室で開催されました。

日程第4、管理者から諸般の報告及び議案の説明について。

平成27年度の病院事業及び介護老人保健施設事業の決算見込みについて、病院事

業については6期連続となる約2,100万円の黒字、介護老人保健施設事業については2期連続となる約500万円の黒字見込みとの報告がありました。6月1日より、和束町国民健康保険直営診療所の支援を行う調整を進めているとの報告をいただきました。

日程第5、議会運営委員会の委員の選任について。

南山城村、北 猛議員が選任をされました。

日程第6、承認第1号 専決処分の承認を求める件。

平成28年度診療報酬改定に伴う京都山城総合医療センター使用料等徴収条例の一部を改正する条例については、賛成者多数で承認されました。

日程第7、同意第2号 監査委員の選任について。

任期満了に伴う監査委員の欠員補充は、選考委員により指名推選により、岡田 勇議員が選任されました。

追加日程第1、議会運営委員会委員の選任について。

岡田 勇議員から、議会運営委員の辞職願が提出され、議会運営委員に欠員補充の選任が行われ、私、岡田泰正が議長の指名により選任されました。

以上をもって閉会となりました。

山城病院議会臨時会の報告を以上で終わらせていただきます。

○議長（畑 武志君）

以上で報告を終わります。

日程第5、一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含み1時間以内といたします。

再質問は、制限時間内の質問を許可いたします。

質問者及び答弁者のご協力をお願いいたします。

また、答弁は簡潔明瞭に願います。

初めに、井上武津男議員。

○ 5 番（井上武津男君）

議長の許可を得ましたので、私から一般質問をさせていただきます。

まず、4月14日の熊本地震の震災で亡くなられた方々にはご冥福を、また、被災されました方々には一日も早い復興をお祈り申し上げます。

日本は地震国で至るところに活断層があり、それらの地層が動くことで甚大な災害が生じることとなります。近年、神戸の震災、東日本震災、熊本震災と相次いで地震が起きてきています。そこで、和東近辺で大きな地震が発生した場合の直接的要因、さらに他地域で地震が発生し、そのことで和東町に深刻な影響を及ぼす間接的要因の2点を想定し、それぞれの地震対応について質問させていただきます。

直接的要因としてまず大きな1番、和東町近辺にはどのような活断層があるか、その1、それらの地層が動き甚大な災害が生じた場合、町としてはどのような対応が行われるのか、その2、マグニチュード7クラスの地震に耐えられる町の施設はどれくらいあるか、その3、避難所としての各施設の収容人数はどれくらいか、その4、健全者の受け入れ施設とは別に弱者・障害者・要介護者・幼児のための福祉避難所の確保は、また、そこへ誘導する避難経路、職員の対応は整備されているか、その5、感染症や夏場であれば熱中症などが発生した場合、アウトブレイク、一斉発生する可能性があり、このような場合に備えての対応は十分でしょうか、その6、道路が寸断され町が孤立した場合、食料・飲料水の確保は何日分用意されてますでしょうか、その7、道路が寸断され町が孤立した場合、救援物資は空から受けることになりませんが、ヘリポートの確保はいかがでしょうか、3地域についてお答えください。中和東・木屋・湯船地域、町長、総務課長、福祉課長の答弁を求めます。

次に、間接的要因として大きな2番、東南海地震など他地域震災により和東自体には直接的な被害がなく、ただ、そのことにより停電が1カ月以上続いた場合、その1、水道・下水道への影響はどのようなものであるのか、その2、下水道の場合、ポンプアップしている箇所においては汚物の吹き出しという最悪の状態が引き起こされるこ

とがないか、町長、建設課長の答弁を求めます。

なお、2回目の質問につきましては自席より行いますので、よろしくお願いいたします
ます。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま井上議員よりいただきました地震対応についてのご質問にお答えをさせて
いただきます。

最初に、和東町近辺の活断層ではありますが、京都府内に被害をもたらす活断層は1
7の断層帯があり、その中で特に和東町の被害が大きいと想定される断層帯は、花折
断層帯、奈良盆地東縁断層帯、生駒断層帯、木津川断層帯、和東谷断層の5断層帯で
あります。特に、奈良盆地東縁断層帯、木津川断層帯、和東谷断層の3断層帯につい
ては、最大予測震度が震度7となっており、人的被害、建物被害とも甚大と予測され
ています。

地震が発生した場合の本町の対応につきましては、和東町地域防災計画の震災対策
計画編に基づき実施することになります。当該計画における災害応急対策計画には町
内に大地震により災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、町及び
防災機関がその有する全機能を発揮して災害応急対策を実施するための体制について
定めてあります。

基本的には、和東町で震度4が観測された場合は災害計画本部第1配備として職員
11人を動員、震度5弱に観測した場合は災害本部2号配備として職員17人を動員
する体制をとります。震度5強を観測した場合は、災害対策本部1号動員体制として
職員28人を配備します。震度5強を観測し、1号動員で対処できない場合は2号動
員として職員59名を配備、震度6弱以上を観測した場合は、災害対策本部3号動員
として全職員により対応することになっております。それぞれの体制を敷いた後にお

いて、地域防災計画に基づく災害情報及び被害情報等収集、報告、消防活動、避難対応、食料及び生活必需品等の供給、給水活動等を実施し、住民の生活を確保することとしております。

次に、震災による停電が1カ月以上発生した場合における上下水道施設への影響についてであります。今回の熊本地震の報道を見てみますと、九州電力は4月14日災害発生時最大で20万戸の停電が発生したとの発表をしております。その後の復旧状況を注視していましたところ、発生2日後に復旧のめどがたち、4月20日には停電が解消したと報道発表をされております。

井上議員の質問を受け、職員が関西電力等にも問い合わせをしたのですが、東北地震、熊本地震の両地震の想定をし、関西電力ではどの程度で復旧見込みを想定しているのかという問い合わせをしたところ、約1週間程度を見込んでいるという回答でありました。しかしながら、自然災害を想定するのは非常に困難であること、また、備えは大切だということは言うまでもなく、特に下水道については伝染病などを誘発することも想定できます。

本町といたしましては、日本下水道事業団と災害支援協定の締結をここ数日中に行うことで年度当初から事務を進めております。この協定により、災害発生時の1次調査、災害報告資料作成など、初動については無償の地縁を受けられます。緊急措置から災害復旧に向けた事務処理、応急工事、本工事については、日本下水道事業団の応援を受けることができます。この取り組みは昨年の下水道法及び日本下水道事業団法の改正により、下水道法第15条の2が新設され、これに基づき施設の維持修繕を的確に行う能力を有するものと災害時における維持修繕に関する協定が可能になり、京都府内では本町が初めての協定締結となると思います。

その他の個別の質問項目については、担当課長のほうから答弁させます。

以上、井上議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

それでは、井上議員の地震対応についてのご質問にお答えいたします。

最初に、マグニチュード7クラスの地震に耐えられる町の施設はどのくらいあるのかのご質問についてでございますが、昭和56年に建築基準法に定められる耐震基準が強化されました。新しい耐震基準では震度6強から震度7程度の地震に対して致命的な損害を回避し、人命を保護することが求められております。その新耐震基準で建てられた主な公共施設は、海洋センター、老人福祉センター、テラス和東、グリーンティ和東等となっております。なお、いきいきこども館につきましては旧耐震基準で建てられていますが、耐震診断で耐震性があると判定されました。

現在、耐震工事を施工しております和東山の家を初め、今年度におきまして庁舎と人権ふれあいセンターの耐震補強工事を実施するとともに、和東保育園耐震工事施工に向けての設計業務を行います。今後も計画的に公共施設の耐震補強に取り組んでまいります。

次に、避難所の収容人員についてでございますが、屋内における収容人員は、和東小学校560人、和東中学校550人、体験交流センター687人、和東保育園、485人、社会福祉センター384人、人権ふれあいセンター236人、海洋センター858人、白栖公民館151人、中・五の瀬集会所44人で、合計3,955人となっております。

屋外収容の場合は、和東小学校グラウンド4,800人、和東中学校グラウンド3,500人、和東運動公園グラウンド7,084人、合計1万5,384人となっております。

次に、食料・飲料水の確保についてですが、現有備蓄品として食料については、アルファ米や缶入りパン等で2,460食分、飲料水については500ミリリットル

ペットボトル1,512本を保有しております。

備蓄しておりました食料及び飲料水の一部を熊本地震の救援物資として使用したこともあり、備蓄数量として不足しているのが現状であることから、今回の補正予算に災害備品の購入経費を計上させていただいております。今後も計画的に備蓄に努めてまいります。

次に、ヘリポートについてでございますが、地域防災計画に定めているヘリポートは、和東運動公園グラウンドの1カ所となっております。被災状況によっては和東小学校グラウンドや和東中学校グラウンドの使用も想定しているところでございますが、湯船地域及び木屋地域におけるヘリポートの確保は困難な状況でございます。

以上、井上議員の一般質問の答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（畑 武志君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

私のほうからは、井上議員の一般質問の地震対応について、健常者の受け入れ施設とは別に、弱者、障害者、要介護者、幼児のための福祉避難所の確保は、また、そこへ誘導する避難経路、職員の対応は整備されているのかについて答弁させていただきます。

和東町での災害時における福祉避難所は2カ所指定、確保しておるところでございます。和東町老人福祉センターと特別養護老人ホームわらくとなっております。特別養護老人ホームわらくとは、昨年に災害時における避難協定を締結させていただき、使用させていただくこととなっております。

施設への避難経路でございますが、いずれの施設につきましても、施設までの経路が複数想定できますので、一番安全な経路で誘導することとなります。

職員の体制についてでございますが、町長が答弁申し上げましたように、和東町災

害対策本部の指示により、職員が必要な部署に配置されることとなります。

続きまして、感染症や夏場であれば熱中症が発生した場合、アウトブレイク、一斉発生する可能性があり、このような場合に備えての対応についてご答弁させていただきます。

災害が発生した時期により、井上議員から質問いただきましたように、対応が異なってくるものと考えております。冬場であれば季節性のインフルエンザやノロウイルスなどの感染症対策が一番の課題になるものと考えております。この場合でございますが、和東町では和東町国保診療所がございます。診療所職員及び福祉課の保健師が中心となって対策を講じていくこととなります。

また、夏場でございますが、乳幼児や高齢者の熱中症対策が課題になると考えております。避難施設の中には空調設備が整備されていない施設でございます。乳幼児や高齢者の方々につきましては、空調設備がされている施設を優先して利用していただけるよう考えておるところでございます。

なお、巨大地震が発生してライフラインが閉ざされた場合も想定しなければならぬため、特に避難所におきましては太陽光発電など合わせた蓄電池設備、また貯水槽の設置を検討していかなければならないと考えております。

以上、井上議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

井上議員のご質問についてお答えさせていただきます。

質問内容につきまして、停電を中心とした内容だと受けとめておりますので、ご了承ください。

本町の下水道施設に対する対応につきましては、先ほど町長が答弁されたとおりです。日本下水道事業団との連携を図り、的確な対応ができるよう事務レベルでの調整

を進め、早期に、災害発生時における初動体制並びに復旧に向けた調整を図れるよう計画も進めたいと考えています。

なお、浄水場には自家発電機、マンホールポンプには発動発電機を常備しています。あわせて、災害支援協定により日本下水道事業団の応援を受ける体制を整え、議員が言われる最悪の事態が発生しないようさらなる整備を進めたいと、担当課として今後の業務に当たる所存でございます。

次に、簡易水道ですが、議員もご承知のとおり、基本和東中央水源から一部の地域を除き自然流下による給水となっています。取水浄水場については自家発電機を備えており、停電時においては稼働するよう整備をしています。

町内一部の給水地域については、配水池の高低差の関係で加圧ポンプを使用しています。この点については、現在進めています簡易水道統合化事業により解消できる地域とそれ以外の地域に分かれます。本来、統合化事業については、本年度をもって完了を予定していましたが、補助金の配分率が低く、本年5月に京都府と協議を行い、29年度以降3年間をめどに事業の延長を協議しております。京都府においても前向きな検討をいただいております。この事業内において災害対応も組み込みたいと計画をしています。その他の事業とも連携し、設備機材の整備、非常事態に備えるよう担当課として計画的な整備を取り組みたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

井上議員の一般質問に対しまして、建設課としての答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

5番、井上武津男議員。

○5番（井上武津男君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

昨年は災害時の避難訓練を大々的に行われました。このことは非常によいことであ

ります。

しかしながら、忘れてはならないことは、災害震災時における障害者や要介護者の死亡率は健常者に比べ2倍以上あると言われ、高齢者率40%の和東において、福祉避難所に指定されている施設が余りにも少ない現状を考えた場合、災害震災時に機能することができるのかいささか疑問であります。この点について福祉課長、または町長の答弁を求めます。

○議長（畑 武志君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

井上議員の質問でありましたように、福祉避難所につきましては、西和東地域に1カ所、中和東地域に1カ所ということで現在指定させていただいているところがございますが、やはり生活圏域に1カ所程度、最低必要と考えております。東和東地域につきましては、現在まだ福祉避難所として指定はできておりませんが、災害が発生したときにおきましては、当然、和東小学校、和東町体験交流センター、この施設については一定空調設備、プライバシーの確保ができる施設となっております。その施設を臨機応変に対応させていただき、考えていきたいと思っております。

また、湯船地域についてでございますが、当然、湯船地域の中でも福祉避難所を検討していかなければなりません。施設的に小さいところがございますので、総務課と調整しながら、湯船地域については今後検討を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

今、担当課長のほうから答弁させていただきました。こうして発生した場合には、

そういうことを対応できるような措置というのを考えていかななりませんし、今、課長から答弁いたしました、臨機応変措置、これは十分大事なことかと思っております。さらに、和東町を挙げて、限度を超えた場合も想定できるわけではありますが、そういった場合には、大きな政治判断の中で近隣とも応援をいただく中で考えていく必要があるかというように思っております。

いずれにいたしましても、災害状況に応じて最大に行政としては努力していく、また、やらなければならないと、こういうことの中で進めてまいりたい。住民には非常に安心安全に持っていただくように努めてまいりたいと、このように思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

5番、井上武津男議員。

○5番（井上武津男君）

熊本地震においては、各地より職員を派遣され、対応されたと聞いています。和東町においても若い職員をわずか数名であっても派遣するべきであったと私は考えています。被災地を目の当たりにし職員はどのような行動をとるべきか、現状の把握、罹災証明の発行、復興への道筋、数え切れないほどの生きた勉強となり、被災地にとってはありがたく、両町にとってつながりのある結果を生むことになると思います。

京都では福知山市が職員派遣されたと聞いています。今からでも遅くはないと思いますが、町長は職員を派遣する意思があるか、ないかお聞きしたいと思います。ただし、現在でも職員の受入れが相手にあればの話ですけれども。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

この職員の派遣でございますが、こうした取り組みを大きく町村会、また市長会というところで第一義的な受け付け、希望を聞かれるわけです。和東町にもそういった

希望が回ってきます。いわゆる水道業務に従じて来ています。保健業務に従じて来ます。いわゆる建設業務に従じて、設計できるものに従じて、いわゆる何かなしにこちらから応援するやなしに、向こうの希望によって応援すると、こういう形をとっております。和東町もそうしたことの中で、種々いける可能性、可能性でないと、こういうことで対応してきているわけでありまして、なるべくなら、町村でなかなかとれない場合には大きい組織にお願いすると。また、町村会等でも調整をお願いするというところも出てくるわけではありますが、今、言われましたように、何人でも送れるという体制は重要かと思いますが、現実問題に当たっていく中では、マッチングがなかなか難しいところがあります。

私どもの事務に当たっての希望はなかなか先方にはないわけですから、やっぱり技能職、その辺の専門職というのが多いものでありますので、なかなかマッチングの難しい面もあります。この足りないところは広域で町村会、広く派遣されているところがありますので、この辺のところを十分聞かせていただくなり、また今後に生かしていただく、こういう意味で、今の趣旨には沿うように頑張ってもらいたいと、このように思っております。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

井上議員の職員の支援の関係でございます。ただいまは町長より答弁させていただきましたとおり、他府県からの職員の応援につきましては、京都府につきましては京都府の災害支援本部が一元的に管理をされておるところでございます。本町におきましても、その支援が可能な職員の体制をそちらの支援本部のほうに報告させていただいております。2名1組で1週間交代での支援が可能ということをもう既に報告させていただいております。それが被災地とのマッチングを得て派遣という形となるということでございますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

5番、井上武津男議員。

○5番（井上武津男君）

下水道においては、中間山地である和東には集中処理施設は常々不向きであると私は考えています。将来、ポンプアップ地域には簡易浄化施設を設けていくべきだと私自身は考えていますが、町長もしくは建設事業課長のご意見はいかがでしょうか。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

今、ご質問でございますが、下水道の処理方法というのは、いろいろ種類があります。いわゆる農業関係の集落的にやるものもあれば、広く広域的にやるものもあるわけです。和東町の下水道事業計画に基づいて、建設所管のこういった今やっておる事業計画とそれと合併、そのいかないところはそれぞれの方法でとっていると。この二つの方法が和東町の下水道計画になっております。今後必要であれば、この計画をみなして集落排水的な事業も検討していくべきだろうと思いますが、当分は今の計画のさらに充実、内容に入ってくださいということを、たくさんの方に入ってくださいというのがまず大事だと思いますが、集落排水事業等の充実も含めて今後進めてまいりたいと、このように思っています。

○議長（畑 武志君）

5番、井上武津男議員。

○5番（井上武津男君）

震災・災害が起こらないことを祈りつつ、以上をもちまして私の質問は終わらせていただきます。

○議長（畑 武志君）

以上で、井上武津男議員の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまから10時45分まで休憩いたします。

休憩（午前10時33分～午前10時45分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

先ほど井上議員よりご質問いただいて、和東町の下水道計画の中で、和東町の計画は公共下水道事業と集落排水事業でありますという答弁をさせていただきました。集落排水事業というのが間違いで、合併浄化槽事業と、この二本立てでやっていくということですので、間違えて答弁いたしましたので、訂正をよろしく願います。

○議長（畑 武志君）

一般質問を続けます。

続きまして、竹内きみ代議員。

○1番（竹内きみ代君）

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1問目は、地方創生地域再生法の推進について質問します。

国においては、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への過度な人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を計画的に実施することを自的に、「まち・ひと・しごと創生法」が平成26年11月に施行されました。

本町におきましても、「まち・ひと・しごと」創生に関する目標や施策など基本的方向を明らかにするため総合戦略を策定し、これらの目標を達成するための財源として国の地方創生先行型上乗せ交付金や加速化交付金を活用し、取り組んでいただい

いるところであります。

今回、改正されました地域再生法では、地方創生推進交付金を地域再生法に位置づけて法律に基づく補助とするものであり、地方公共団体は「地域再生計画」を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることで、他の自治体の参考になるすぐれた事業に対し費用の半額が交付されることとなります。

この新型交付金は、従来の縦割り事業だけでは対応し切れない課題に取り組む地方を支援する観点から、地方公共団体による自主的・主体的な取り組みで先導的な事業を支援するとあります。予算額で1,000億円を超える規模となり、2分の1の補助ですので、事業費では2,000億円を超える規模となるとのことです。

事業内容として、一つには、先駆性のある取り組み、官民共同や地域間連携、政策間連携等の先駆的要素が含まれているタイプの事業となっています。

二つには、先駆的、優良事例の横展開を図るタイプの事業となっています。

三つには、既存事業の隘路を発見し、打開するタイプの取り組みとされております。地域再生計画の事業期間は5力年も可能であるとしています。

そこで、お尋ねをいたします。

1点目に、本町においては、地方創生推進交付金の申請についてどのような内容の取り組みを検討されているのか伺います。

2点目は、地域再生計画を策定した自治体を財政面から支える「企業版ふるさと納税」についてでございます。

地方公共団体が、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることが前提ではありますが、この制度は、企業が地方自治体に寄附した場合、現行の2倍に当たる約6割に当たる金額が減税されるもので、都市部の企業が創業地の自治体に寄附することを見込み、地域活性化や地方創生につなげようとするものであります。

ふるさと納税は、数ある納税制度の中でも、納税者が納税先やその用途を指定できる唯一の納税制度であります。「茶源郷和束」への応援団としても積極的に受け入れ

ていくべきと考えますが、どのように取り組んでいかれるのか、お考えを伺います。

2 問目は、高齢者支援の推進についてございます。

高齢化が急速に進展する中、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、高齢者が安心して暮らせる社会をつくり上げていくことが極めて重要な課題となっています。そのためには、住みなれた地域で自分らしい生活を継続するためのサービスを充実させるとともに、地域包括ケアシステムの構築へ向けた国、自治体の連携による取り組みが求められております。高齢者が住みなれた地域で暮らしていくためには元気な高齢者の社会参加が必要となり、介護予防や生活支援の担い手として活躍することが期待されております。

そこで、高齢者による介護ボランティア活動ですが、厚生労働省では介護予防を推進する観点から、65歳以上の高齢者の方が介護ボランティア活動を行ったとき、町が活動実績を評価してポイント化し、そのポイントを使って介護保険料や介護サービスの利用に充てることのできる、介護ボランティアポイント制度を市町村の裁量で実施できるようになりました。65歳以上の元気な高齢者が介護施設や在宅介護などのボランティアをし、その活動記録をポイントに換算して自身の介護保険料が一部反映されますので、高齢者にとって2点うれしいこととなります。

まず、一つは、地域貢献をしながら自身の介護予防につながります。そして、生きがいを持って生活ができます。

二つ目は、実質的に自身の介護保険料負担を軽減できます。この制度は、東京を中心にスタートをして全国に広がっております。地域のひとり暮らし高齢者の方への話し相手や、外出、散歩の支援、特別養護老人ホームでの食事や配膳の軽作業など、ボランティアは自身の希望に合わせて活動されることとなっています。高齢者が外出する機会を持たず家に閉じこもりがちになる一方で、高齢者の知識や経験を必要とする介護の場は数多くあると思います。

そこで1点目は、本町におきましては、この制度をどのようにお考えかお伺いいた

します。

2点目は、ふれあいサロンの充実について質問します。

本町では、高齢者の健康づくりとひとり暮らし高齢者や家に閉じこもりがちな高齢者などを対象に、住みなれた地域の公民館などを活用し、ゲームや健康チェック、世代間交流活動などに参加することによって高齢者の社会参加を促進し、孤独感の解消及び自立生活の助長を図ることを目的として、介護保険制度スタート前から事業を立ち上げ、取り組んでいただいています。

社会福祉協議会への業務委託ということではありますが、現在町内14区17グループで開設し、平成27年度は延べ3,016人の参加がありました。事業の実施については、各行政区の民生委員や福祉協力員、ボランティアなどが取り組みの中心となって事業の企画、運営を行い、公民館を活用し、月1回のペースで開催していますが、1人当たりの活動費1回100円、運営費は会費として個人徴収しているグループもあります。現在の活動は、約20年間ボランティアに支えられての制度となっています。今回の介護保険制度改正の中で、地域支援事業としての見直しや新たな計画はどのように検討されているのか伺います。

3問目は自殺防止対策について質問します。

平成21年以降、我が国の自殺者総数は減少傾向にあるものの、依然として年間2万5,000人以上の方がみずから命を絶っている現状にあります。その中でも若年層の自殺者数の減少幅は他の年齢層に比べて小さく、若年層に対しては、これまで以上に自殺対策の強化を図っていくことが求められています。

20歳未満の自殺の原因は「学校問題」、20代と30代は「健康問題」が最も多く挙げられています。そして、40代、50代では「経済生活問題」がそれに次ぐ多さとなっています。

また、平成24年1月に内閣府が実施した意識調査によると、「自殺したいと思ったことがある」と答えた人の割合は20代で最も高くなっています。そこで1点目は、

本町においても、こころの体温計でストレスチェックを導入していただいておりますが、利用状況と自殺に対する現状把握をどのようにされているか伺います。

2点目は、年間自殺者が3万人を超え続けていたことによる危機感が背景にあり、自殺対策基本法が2006年に成立しています。改正自殺対策基本法が本年4月から施行されました。これまでの基本計画の策定は都道府県が行っていましたが、今回、市町村にも義務づけられました。どのように対応されるのか伺います。

4問目は、町オリジナルの婚姻届についてであります。

人口減少の中、結婚をされ、新たな家庭を築いていただくことは大変喜ばしいことで、新たな門出を迎える2人の共同作業は婚姻届を書くことからスタートします。また、若い世代が本町を選んで定住されることは大変うれしく、喜ばしいことでもあります。戸籍法などによりますと、婚姻届の様式やサイズは決められておりますが、様式の印字の色は特に決められておらず、記入されたことが正確であれば、全国どこの市町村でも受理できることとされております。

時代の変化とともに、人生の大きな節目である結婚に際し、2人の共同作業として記入する婚姻届からこだわりたいという意識が高まっております。最近、地域の風景やキャラクターなどをモチーフにした自治体のさまざまなデザインの婚姻届、また出生届が注目されております。これまでは、提出後、手元に残らなかったため、特別な日の記念に持ち帰りができることが大変好評という声もあります。若い世代への住民サービスの観点から、また、町のイメージアップにもつながります。

そこで、2点について伺います。

1点目は、本町の婚姻届数の推移と町オリジナル婚姻届の作成をについて伺います。

2点目に、新しい門出やさまざまな記念日に庁舎内で茶畑景観パネルやキャラクターを使った記念撮影ができるコーナーの設置について、答弁よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま竹内きみ代議員からご質問をいただきました。お答えをさせていただきたいと思います。

ただいまの質問は非常に細かく制度の紹介も入れていただいて質問をいただきましたが、私のほうからは、一部重なるところがあるかというように思いますが、お許しいただきたいと思います。

具体的な内容、方向等については担当課長から答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、地方創生の推進についてであります。地域再生法は近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自律的な取り組みによる地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、平成17年4月1日に公布施行された法律であります。

本年4月20日にその法律の一部が改正されました。三つの改正があります。

1点目は、地方公共団体の自主的、主体的な事業で、扇動的なものを支援する地方創生推進交付金が創設されたこと、2点目は、地方公共団体が行う地方創生プロジェクトに対する普及について税制の優遇措置が講じられ、地方創生応援税制、いわゆる質問にありましたように、企業版ふるさと納税が創設されました。3点目は、中高年齢者が希望に応じて地方や町中に移り住み、地域住民と交流しながら、健康でアクティブな生活を送り、必要に応じ医療や介護を受けることができる地域づくりを進めるため、生涯解約のまちの制度化について改正が行われました。

地域再生の一部改正に伴い、本町におきましても、平成27年度に策定いたしました和東町地方創生総合戦略に掲げた事業について、平成27年度の繰り越し事業であ

る加速化交付金、そして、さらに地方創生を進化させる地方創生推進交付金を活用して、交流人口の拡大と魅力と活力あるまちづくりを進めてまいりたく、今定例議会において予算を提案させていただく予定であります。

交付金等の事業内容については、先ほどもいいましたように担当課長から答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、2番目でございますが、高齢者支援の推進について、その最初ですが、介護支援ボランティア、いわゆる地域活動ポイント制度を検討してはというご質問、そして、ふれあいサロンの充実についての考えをとるということについてお答えさせていただきます。

和東町の平成28年6月1日付現在における高齢者数ですが、65歳以上が1,694人、高齢化率は40.3%で、約5人に2人が65歳以上であります。また、75歳以上は849人で、後期高齢者の率は20.2%であります。昨年3月に策定いたしました和東町第7次高齢者保健福祉計画、第6期介護保険事業計画では、平成37年度の年齢別人口、人口構成比の推計を記載しており、平成37年度には高齢化率は45.6%になりますが、高齢者数は1,546人と今より148人減少すると見込んでおります。しかしながら、75歳以上の後期高齢者数は団塊の世代と呼ばれている世代が9年後には75歳以上となることから、推計では、現在より54人増加する903人を見込んでおり、率に換算しますと26.7%、約4人に1人以上が75歳以上になるということでもあります。このことから、本町においては、総人口は今後も緩やかに減少し、4年から5年後には高齢者数が最も多くなり、その後、減少に転じていくと推計しております。

竹内議員から質問いただいておりますが、今後も高齢化が一層進む中で、必要な高齢者支援施策としては、大きく二つの充実を図る必要があると考えております。

まず、一つ目でございますが、高齢者の方々が住みなれた地域で安心して生活できるようにサポートできる体制づくりでございます。

二つ目といたしましては、高齢者の社会参加、生きがいつくり、健康づくりなどを推進し、加齢に伴う生活機能の低下をできる限り予防することです。これらの施策は住民の皆さんの協力、住民の皆さんが主体性を持って住民の皆さんと協働できるさまざまな活動を通じて活躍していただくことが施策を推進していく上で非常に重要でありますので、ボランティア活動の実績に応じ、ポイント制度を含めて検討いたしますとともに、できるだけ多くの住民の方々がボランティアにかかわっていただけるよう調査研究を進めてまいりたいと思います。

次に、ふれあいサロンの充実についての考えでございます。

ふれあいサロンにつきましては、和東町社会福祉協議会が中心となって、町内各区でボランティアの住民の皆さんが集会所や会議所を利用し、地域の高齢者の方々が憩える場として毎月1回程度実施されております。和東町といたしましては、ふれあいサロンの充実は、介護予防、健康寿命の延伸などを担う活動と理解しておりますので、和東町社会福祉協議会とさらなる充実のための支援策について協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、3でございますが、自殺防止対策についてであります。

現状をどのように把握されているのかについてでございますが、まず、京都府の発表資料及び町で調べた数値を報告させていただきます。

いずれの年も1月から12月までの集計でございます。平成21年が2人、平成22年が3人、平成23年が2人、平成24年が1人、平成25年が2人、平成26年、平成27年はゼロであります。

続きまして、本町の自殺対策の取り組みについて説明申し上げます。

和東町での10万人当たりの自殺者数を率に換算する自殺率は、平成21年から平成25年まで全国平均、京都府平均よりも高くなっており、平成25年度から京都府補助金を活用させていただき、質問にもありましたように、こころの体温計システムの導入、3月の自殺対策強化月間に合わせたパンフレットを各戸に配布させていただ

いております。

また、昨年度につきましては、チラシや啓発物品に人権フェスティバルへの来場者の方々へ配布させていただき、福祉課窓口でも啓発物品を配布いたしました。

次に、対策計画が自治体に義務づけられた今後の対応についてでございます。

自殺対策基本法の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行され、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、これに対処していくことが重要な課題となっていることが法の目的規定に追加され、法第13条では、市町村自殺対策計画を定めることと改正されております。今後の対応、方向性については担当課長より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

以上、竹内議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（畑 武志君）

草水地方創生担当課長。

○地方創生担当課長（草水清美君）

それでは、私のほうから、地方創生推進交付金の申請につきまして、どのような内容で検討されているのかという質問に対しましてお答えさせていただきます。

和東町は京都府内で第1位の生産量を誇るお茶のまちであります。日本遺産の認定を受け、観光入り込み客数も増加していますが、和東町が目指す交流人口25万人にはほど遠いことから、茶畑景観の観光に加えて自転車を活用した周遊観光を進めてまいります。

自転車利用者の間では、湯船森林公園にマウンテンバイクコースがあることや木津川市から和東町を通過して信楽へ抜ける道が定番となっていることなど、和東町が注目されていることを受けまして、湯船森林公園をサイクリストの拠点として位置づけ、また全国規模の大会ができるマウンテンバイクの公認コースの整備を行うこととします。

そのほか公園内の水利確保対策や観光客並びに地域住民の安全安心対策として自主防災組織への助成や備蓄品の確保、また観光客との交流拠点とし、小杉集会所の屋根の修繕等を予定しています。

お茶の京都を観光振興の柱とし、これまで進めてきた宿泊施設や民泊施設等を有機的に結びつけ、周遊観光を促進することで、町の活性化と観光入り込み客数を拡大させ、地域外の外貨を獲得するといった計画で交付金の申請をしています。

2点目は、和束町の地方創生総合戦略に掲げている茶の香に包まれた「和寿香」な出会いの場づくりとして、茶畑を前にした結婚式を支援するための備品整備でございます。「和寿香 茶ペル」で結婚される方や招待される方が和束町へ住んでみたいと思ってもらえるきっかけづくりとして支援するものでございます。

以上2事業で2,589万円の事業費を予定しています。補助率は2分の1でございます。

今回の交付金については、内閣総理大臣の地域再生計画が必要になっております。また、地方創生を進化させる事業内容であるのか、自立性、また先駆性、また政策間連携が問われるもので、非常にハードルが高くなっています。認定の予定が9月末となっていますが、6月補正で予算を計上しておく必要がありますので、今定例会で予算補正をさせていただくこととなりますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、企業版ふるさと納税についての考え方についてお答えします。

今回の制度は、地方創生事業に対する民間資金の新たな流れを巻き起こすために設けられたものであります。地方公共団体の総合戦略に位置づけられた事業に対して企業から寄附を受けて事業を実施する場合、当該企業の法人住民税等について課税の特例の適用がある制度となっています。寄附額の下限が10万円、本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外となっています。また、寄附の代償として、経済的利益を伴わないなど要件が定められています。この企業版ふるさと納税を受ける場合も事前に地方公共団体は地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けなければなりま

せん。事業の企画立案段階で企業への事前の寄附の依頼や相談を行う必要があるなど、実現可能なプロジェクトを念頭に置いた制度でございまして、本町も今後検討していきたいと考えています。

以上、竹内議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

私からは、竹内議員の一般質問の大きな2番、高齢者支援の推進について、①介護支援ボランティア地域活動ポイント制度を検討してはについて、まず答弁させていただきます。

介護支援ボランティア地域活動ポイント制度につきましては、平成19年度に東京都の稲城市、千代田区が最初に事業を取り組まれております。京都府内では平成22年度に福知山市で制度を導入し、現在では多くの市町村が導入されております。近隣では八幡市や城陽市でも実施されていると聞き及んでいるところでございます。

多くの自治体ではこのポイントの付与について、介護保険施設等での話し相手、レクリエーション作業のお手伝い、囲碁・将棋の相手、イベントや行事の手伝い、配膳や作品づくりの手伝いなど補助的なボランティア活動の実績に対してポイントを付与し、そのポイントに応じて上限を定めて交換できる制度でございます。

町長が答弁申し上げましたように、和東町の介護サービスの状況、生活支援を含めた支援のあり方など、和東町に合ったボランティア活動ポイントを検討し、高齢者の皆さんが地域で貢献でき、社会参加を促し、介護予防を初め健康で生きがいのある暮らしができるよう事業実施に向けて調査研究をしていきますので、ご理解をお願いいたします。

次に、②ふれあいサロンの充実についての考えを問うについてでございます。

ふれあいサロン活動につきましては、和東町社会福祉協議会、また地域ボランティアの住民の皆様が中心となって事業を実施されております。和東町では地域福祉保健活動事業補助金という形で社会福祉協議会に補助金を交付させていただいております。各地域で毎月工夫した取り組みが行われており、保健師も定期的に参加させていただいております。血圧測定や生活アドバイス、健康相談等に携わっているところでございます。

さらに、昨年度はふれあいサロンで認知症カフェ事業を実施させていただきました。

ふれあいサロンは、気軽に高齢者の皆さんが集える憩いの場であり、高齢者福祉所管課の福祉課としましても、ボランティア活動の担い手の育成となる場、また将来的には介護予防の場として活用させていただきたいと考えております。サロンの開催回数も含め、和東町社会福祉協議会と協議を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、大きな3番、自殺防止対策についてでございます。

①現状をどのように把握されているかについてでございます。

平成21年から平成27年までの人数は町長が答弁申し上げたとおりでございます。

男女別の内訳でございますが、男性9人に対して女性が1人となっております。また、年齢でございますが、50歳から69歳までの世代の方が5人ありました。半分を占めております。亡くなられた方につきましては、全て同居されているご家族があったと報告されているところでございます。とうとい命をみずから絶つということであり、心身の問題のみならず、経済情勢や仕事環境、また人間関係などさまざまな社会要因が複雑に関係しているものであると認識しております。

こころの体温計の利用状況でございますが、平成27年度の実績でございます。8,987のアクセスがございました。また、本年4月につきましては492、5月につきましては711、うちストレス度といいますか、落ち込み度のアクセスにつきましては40%から50%で推移をしております。

なお、月別のアクセス数でございますが、やはり秋から冬にかけて、10月から1

月にかけてアクセス数が通常の1.3倍から1.5倍になっている状況でございます。

次に、②の対策計画が自治体に義務づけられた。今後の対応についてでございます。

所管課といたしましては、昨年度と同様に、こころの体温計の事業を引き続き実施しますとともに、相談窓口等を記載したチラシを強化月間に合わせて住民の皆さんへ配布し、啓発物品等を活用してイベントなどで啓発させていただきたいと考えております。

なお、京都府が昨年度に、平成28年度から平成32年度までの京都府自殺対策推進計画を作成されており、当分の間は、この京都府の計画に基づき連携した事業を進めていきたいと考えております。

先般の法改正により、対策計画が市町村計画として策定することが義務化されましたが、このような課題を解決するには、京都府山城南保健所圏域、相楽地域規模での住民の方々が相談しやすい広域な体制づくりがまず必要であると考えております。その中核となる取り組みをもとに、人口の少ない本町のような小規模町村が有効な対策を講じることができるものと考えております。

京都府近隣市町村と連携を図りながら、歩調を合わせて進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上、竹内議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

それでは、私のほうからは、竹内きみ代議員の庁舎内における記念撮影コーナーの設置についてのご質問にお答えいたします。

今回ご質問いただきましたさまざまな記念日における庁舎内の記念撮影コーナーにつきましては、幾つかの自治体でも設置されておられます。庁舎内に記念撮影コーナ

一を設置することにつきましては、ご縁があつて、和東町へ転入された方や人生の中で思い出に残る結婚、出産など、新たな家族を迎えられた方に和東町からの歓迎の気持ち、おもてなしの心をお伝えするとともに、町民の皆さんに和東町への愛着を持っていただくきっかけとなり、今後のまちづくりにおいても有効な施策の一つと思われまますので、今後設置に向けて検討を進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、竹内議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

よろしくお願い致します。

○議長（畑 武志君）

細井税住民課長、答弁。

○税住民課長（細井隆則君）

私のほうからは、竹内議員の一般質問の4. 町オリジナルの婚姻届についての①本町の婚姻届け出数の推移と町オリジナル婚姻届の作成をについて答弁申し上げます。

まず、本町の婚姻届け出数の推移ですが、和東町役場に提出のあった過去5年分の届け出件数を申し上げます。

平成23年度は15件、24年度29件、25年度18件、26年度13件、27年度10件、平均しますと、年平均17年となります。

続きまして、町オリジナル婚姻届の作成をについてお答えいたします。

ご質問にありましたように、オリジナル婚姻届を既に導入している自治体は多々ありまして、例えば結婚情報誌とのコラボ企画という形では、京都府も含めまして11府県と23市ございます。また、大学などとのコラボで婚姻届を作成している自治体も、京都市を含め多くあるようでございます。

ご質問の中にもありましたように、これらは婚姻届を単なる書類としてではなく、人生の門出の特別な1枚、窓口に提出する書類からこだわりたいという結婚を視野に入れているカップルの思いと町に興味を持ってもらいたい、愛着を持ってもらいたい、

あるいは婚姻届は住所地や本籍地に限らず、どこでも提出できることから、提出のために訪れてもらいたいという自治体思いがうまくかみ合って、期待が大きく膨らんでいる証左であると思われます。本町としましても、交流人口の増加による定住促進と相まって、ふるさと和東に愛着を持ってもらいたい、若い世代に町の関心を高めてもらいたいとの思いは一緒でございますので、導入を進めてまいりたいと考えます。

まずは、婚姻届のデザインが若い男女に関心を持ってもらえるようなものでないといけないと思いますので、よりよいデザインをどう決めるか、先ほどの結婚情報誌とコラボするのか、芸術系の大学などとコラボするのか、または公募するのかなど、いろいろ検討を重ねまして、実現につなげてまいりたいと思います。

また、つくりだけではなく、その用紙を使いたい。そして、和東町役場に持っていきたいと思ってもらえるような仕組み、また仕掛け、例えばオリジナルのスタンプをつくって2人の記念用の用紙、届け出用とは別の用紙をつくりまして、そこにスタンプを押す、あるいはその用紙で届け出された場合に記念品をお渡しされているということをされている自治体もございますので、そうした何か記念になるようなものも工夫して取り組みできればと考えております。

また、婚姻届だけでなく人生の大きな出来事として、出生の届けについても、これとあわせて進めていきたいというふうに考えております。

以上、竹内議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

1 番、竹内きみ代議員。

○1 番（竹内きみ代君）

全般にわたりまして親切丁寧なる答弁をいただきました。余り時間もございませんので、再質は単刀直入に短くいきたいと思います。答弁のほうも簡潔結明瞭でよろしくお願いいたします。

まず、初めに、地域再生法によりまして地域をどうしていくのか、この和東町をど

うしていくのか、まちづくりをどうするのかという、そういう大きなテーマのもとでこういう法律ができました。今回、27年度から、町におきましても先行型上乗せ交付金、これは1,900万円、そしてまた加速化交付金6,700万円、これは非常に頑張っていたいて、和東町の住民の皆さんにプラスになるような、そういう施策をとということで、主に観光ではございますが、こういうふうに努力していただきました。これに対しましては大変評価をしているところでございます。

今回、この推進交付金というのは、答弁にもございましたが、非常にハードルが高い。今までの交付金であれば計画を立てて、そしてそれに伴って予算をいただくという方法でございましたが、今回は予算も持ちなさいという、そういう中での計画になります。そういったところで非常にハードルが高い。また、全国からこの応募が届く。そして、これが総理大臣の認可をいただく。そうでなければ非常がいただけないという、こういう厳しいハードルがございます。

今、企業版ふるさと納税も、これも国で認められないととらないという、そういう大きなハードルがあるわけですが、先ほど答弁いただきましたように、今回はマウンテンバイクを通してスポーツ観光、そしてまた防災、それからハード面、そういうところを整備したいという答弁をいただきました。このことに関しましてですが、町長に一言伺いたいんですが、この背景としまして、これからはやはりお茶の京都につなげていくという大きな景観を活用してというところがございます。今回の推進計画に対しての町長の思いは全て入ったのか、その辺、リーダーとしてどういうふうに指導されて一つのパッケージになったのか、その辺を短くて結構ですので、答弁願いたいと思います。

○議長（畑 武志君）

堀町長。

○町長（堀 忠雄君）

和東町のまちづくりは、ご案内のとおり、こうした恵まれた農村空間、そして宇治

茶の主産地との生業景観、こういったものを生かして生きがいのある地域づくり、いわゆる茶源郷を実現させようという基本ができております。これを早くから職員も皆、頑張ってください、この再生計画に沿って交流事業を進めているわけでありまして、根幹にはこれがあります。

そして、今は部分的に一番最初の推進交付金なんですけど、これも非常に各自治体の本気度を試されております。もし、ハードルが高くてつかなくても、やらなきゃならない予算になってまいります。そういう意味では慎重に、これで100%バラ色に全部仕上げていくといううちの状況でもございませんので、ここは必要なところで苦勞してあげていただきたい。これを起爆剤として、和東町はこれで全部実現じゃなくて、これは起爆剤にして、本来持つておる茶源郷としての生きがい、そういう地域づくり、みんなから和東町のブランド力を高めていく、そのことによって和東町の農業振興、産業振興、観光振興、そして地域に誇りが生まれてくると思います。そういう誇りにつなげていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（畑 武志君）

1 番、竹内きみ代議員。

○1 番（竹内きみ代君）

よろしく申し上げます。わかりました。

それで、今回の推進交付金の地域再生計画、これは非常に大変な労作業でございます。担当課長にお尋ねするんですが、これまで和東町で何回ぐらいこういう地域再生計画を提出されたのか、どういったものであったのか、端的にお答え願いたいと思います。

○議長（畑 武志君）

草水地方創生担当課長。

○地方創生担当課長（草水清美君）

ただいまのご質問ですが、27年度に厚生労働省の関係で人材育成の観点から1本挙げております。もう1点目は、山の家の改修に伴いまして交付金をいただくために、こちらのほうも地域再生計画の認定をいただいております。今回が三度目になります。以前にも厚生労働省の関係は何度か更新がありますので、いただいているという経過はございます。

よろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

1番、竹内きみ代議員。

○1番（竹内きみ代君）

はい、わかりました。

今回のこの計画、今までの地域再生計画ですが、コンサルに出されてつくられたものではなくて、本当に手づくりでつくっていただいたものであるというふうに確信はしておりますが、その辺はいかがですか。

○議長（畑 武志君）

草水地方創生担当課長。

○地方創生担当課長（草水清美君）

はい、お答えします。

手づくりのものでございます。

○議長（畑 武志君）

1番、竹内きみ代議員。

○1番（竹内きみ代君）

私も読ませていただきました。今回質問するに当たりまして、私も、どういったものを和東町がこれまで懸案して、そして財源をとっていただいているのか、改めて勉強させていただきました。そういたしましたときに、和東町のホームページから幾ら探してもないわけでありまして。国の内閣府のホームページに行きまして初めてたどり

着くという、そういった内容になっておりまして、ページ数も多いです。15ページにわたります。そしてまた、前回の、今おっしゃいました24年度の計画も非常に内容的には素晴らしい内容になっております。ぜひ、これは和東町のホームページで掲載するべきやと思うんです。

よその市町村を見ておりますと、非常にこういった我がまちはこういうことをやっていますよ。そして、国に対して計画を立てて、こうしてやっていますよということがホームページを見ると非常に伝わってきます。ですから、本当にこれは課題として私はそういうふうにするべきやと思いますが、町長、どうですか。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

先ほども答弁させていただきましたように、地方再生計画法にのっとりやると。厚労省が一番先に取り組んだ。そして、和東町も雇用促進協議会も設立をしていきました。これも過去に相当3期目が続いている。4期目をやっておるということで、非常に早くから再生計画を立てながら事業を進めているわけでありまして。

先ほど課長のほうから、今度は三度目という話がありましたが、本当に早くから和東町の職員は先駆的に取り組んでいる。この和東町の職員が日本で一番先に取り組んでおるところを住民に知らしていくことは私も大事だと思っております。こういったところをやっているんだというところを、頑張っている姿を私はまず地元の住民の人に知ってほしい。こっだけ和東町の職員はよその職員に負けない、第一番目から取り組んでいるという姿勢を出したいと思っております。ぜひとも今のご意見をいただいて、早速そういったものを、取り組んでいる内容を紹介させていただくというのは私にとっては非常にうれしいことですので、できるところは頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（畑 武志君）

1 番、竹内きみ代議員。

○1 番（竹内きみ代君）

ぜひ、そのようにしていただきたいと思います。

町長は常日ごろ協働の町、住民と協働してということを表に挙げておられますので、ぜひ、よろしく願いいたします。

次に、高齢者支援の問題ですが、介護ボランティアポイント制度、これは厚生労働省の認可を受けた有償ボランティア制度ということでございますので、地域づくりのためには本当に大きな制度であるというふうに思っております。

ただ、和東町には施設というのが一つしかありませんので、その施設の中でやっていくというのは大きなハードルでございます。しかし、見守りとか、それからボランティアの育成、そして元気な人がちょっと病んでいらっしゃる方の手助けをするという、そういうことで、ぜひとも和東版というようなことをね、これから調査研究というふうに答弁いただきましたので、ぜひとも和東版ボランティアポイント制度というようなものを検討していただきたいと思います。

課題はあると思います。私自身も課題はたくさんあるなというふうに感じております。しかし、これを実現することによって、本当に生き生きとした高齢者のまちづくりになると思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、ふれあいサロンですけれども、これも同じなんです。

今回の介護保険制度の中では改正を取り入れないというような、地域支援制度の中に入れていくということはまだ先の話かなというふうに感じたんですけれども、今回の介護保険制度、生活支援という中には当然入っていてもいいんじゃないかというふうには思っているわけですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（畑 武志君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

答弁させていただきます。

まず、1点目の和東版のポイント制度でございます。

竹内議員がおっしゃいますように、和東町は今現在、高齢者見守りサポート事業ということで、和東町が直接、臨時職員を雇用して、地域で生活に不安のある方、見守りをさせていただいています。このような事業につきましても、将来的にはボランティアの地域の皆様方で見守っていただくということが必要不可欠であると考えております。

2点目の総合事業の関係でございます。

総合事業につきましては、平成29年4月、来年4月から市町村事業として実施をするようにということで国から通知が来ております。現在、福祉課で考えておりますのは、ボランティアの活動もそうなんですけども、まずは保険給付費の見直しで要支援1、要支援2の方をどのような形でバックアップしていくのかを中心に考えていきたい。その次に、生活支援部分のサービスの充実を図りたい。その生活支援サービスの充実の中で、地域のボランティアの皆様方のお力をおかりしたいという考えでございます。

具体的には、平成30年、31年ぐらいから実質的に動きかけたいという考えでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

1番、竹内きみ代議員。

○1番（竹内きみ代君）

今回のふれあいサロンにつきましては、過去20年ぐらい、これは本当に私も平成22年から8地域の参加をさせていただいております。お一人お一人の活動費というのは100円しかございません。そして、そこは誰に支えられているか。ボランティアさんに支えられてここまで約20年間、こうして努力されてきたわけでありまして。

しかし、やはり予算は必要です。社協さんでも尋ねてきましたが、このサービスに関しましては、予算として30万円から40万円ぐらいの予算で運営しているという、こういう実態であります。ですから、本当にサロンの中でもう少し充実をさせていきたいと思っても予算がないからできない、そういうお答えはたくさん聞かせていただいております。

例えば、音楽療法士、来ていただきたいな。予算がない。理学療法士、こういう体操もしてみたい。けど、予算がない。また、講演もたまには聞きたい。けど、予算がない。認知症予防、それから保健師は今、年に3回派遣されております。これもいわばたったの3回でございます。そういったところ辺での今年の改善、中身の改善、これは本当に早急に何とか検討していただかなくてはならない。次の、今おっしゃいました3年、31年に持っていくには、やはり中身の改善、そして住民の皆さんのもう少し熱い思いで参加をしていただく、支えていただくというところは、私は非常に必要やと思っております。それにもう1点は、やはり若い世代にここも入っていただく。そういう高齢者ばかりのことではなくて、若い人にも支えていただく、こういう仕組みが大事というように思いますので、その辺どのようにお考えですか。

○議長（畑 武志君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

先ほどの私の答弁でも申し上げましたように、社会福祉協議会に対しまして、地域福祉活動補助金ということで補助金は交付させていただいております。使途につきましては、一定、社会福祉協議会のほうと協議をしながら進めてまいりますが、やはりその補助金の使い道というのは精査させていただきまして、充実させるところにつきましては充実させていただく。

また、一昨年度からですけれども、シニアライフサポート事業というのが全て和東

町の単独事業で実施しております。このあたりも検討しながら、高齢者の方が生きがいづくりを持てる仕組みをつくっていききたい。

また、若い世代のボランティアの育成につきましても、当然、社会福祉協議会のほうでボランティアコーディネータということで、和東町の補助金100%で配置させていただいてます。社会福祉協議会と協議を進めながら充実させていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

1番、竹内きみ代議員。

○1番（竹内きみ代君）

ぜひ、よろしくをお願いいたします。

時間もありませんので、自殺対策も答弁いただきました。ここで一つだけ提案をしておきたいと思います。

先ほどおっしゃっていただきました山城南保健所管内での推進ですが、このゲートキーパーなり心の健康推進員、こういうところを充実をさせていただきたい。これは本当に私も過去参加してまいりましたが、やはりそこで充実をさせていただくということが非常に大事なことだと思いますので、前進させていただきますようお願いいたします。

それから、チックモードですけども、一つ追加がありまして、いじめですけども、いじめのサインという項目があるそうです。これも5項目ではなくて6項目になるように、これは住民さんか聞かせていただきました案内ですので、ひとつ検討をお願いします。

それから、オリジナルの婚姻届、親切丁寧に答弁いただきました。これは今フロアの活用につきましても、すぐにでもできるような問題でございますので、前向きに検討していただきますようによろしく願いをいたしまして、質問を終わります。

以上です。

○議長（畑 武志君）

一般質問の途中ではございますが、ただいまから午後１時３０分まで休憩いたします。

休憩（午前１１時４５分～午後１時３０分）

○議長（畑 武志君）

午前中、竹内議員の一般質問の中で、議事進行上、ご迷惑をおかけいたしました。申しわけありませんでした。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、岡本正意議員。

○７番（岡本正意君）

日本共産党の岡本でございます。ただいまから一般質問を行います。

まず、第１に、熊本地震を受けての防災対策の強化について伺います。

４月に熊本・大分地方を中心に発生した熊本地震では震度７の揺れが二度襲い、その後も一定規模の余震が長期にわたり続くなど、これまでにないケースの地震となりました。また、直下型地震により多くの家屋が倒壊し、避難所も大きな被害を受ける中で、多くの被災者が屋外や車中での避難を強いられ、食料等の調達も混乱し、健康上の被害も拡大しました。復旧復興は始まったばかりで、問題点や教訓を明らかにする作業もこれからと言えますが、これまでの状況から検討し、生かしていく観点から、幾つか伺いたいと思います。

１点目に、被災者生活再建支援制度の拡充を政府に要請していただきたいという点です。

この制度は、地震で自宅が全壊等のケースに対し、その再建資金として上限３００万円を支給するものですが、支給額の低さや適応基準が厳し過ぎる等の問題点を抱えています。

今、被災地では、当面500万円までの引き上げや適用基準の見直しを求める声
が広がっており、国会においても議論になっています。熊本のような地震はどこでも発
生し得るものであり、和束も被災地となる危険性は十分にあります。災害に備える上
で、より安心できる支援制度を整備しておくことは大変重要であり、本町としてもぜ
ひ政府に対し要望をしていただきたいと考えるものですが、いかがでしょうか。

2点目に、避難、避難所の運営にかかわる対策について伺います。

今回の地震では、避難や避難所の課題が改めて浮き彫りになったと考えます。確認
も含め、幾つかの点について伺います。

一つは、各避難所の開設、運営に当たる担当職員の配置は決めておられるでしょ
うか。また、運営スタッフを確保する計画はあるでしょうか。

二つ目に、防災計画では避難所でのプライバシーの確保、女性や子育て家庭、高齢
者や障害者等に配慮した運営を定めておられますが、それを実施する準備はできてい
るのでしょうか。

三つ目に、屋外での避難生活を想定した場所の確保、支援体制はどうなっておられ
るでしょうか。

四つ目に、学校施設の避難所機能の強化を改めて求めたいと思います。

次に、3点目ですが、仮設住宅の整備について伺います。

防災計画では、2次災害の危険のない応急仮設住宅建設適地を選定しとされてお
りますが、選定は既にされているのでしょうか、明確な答弁を願います。

4点目に、原発事故災害への備えについて伺います。

熊本地震では、仙台原発の安全性や事故への備えの甘さやずさんさが改めて浮き彫
りになりました。隣接県に多数の原発が存在する京都の自治体として決して他人事
ではありません。改めて、原発事故災害への備えの重要性を実感するとともに、その上
で、3点について伺いたいと思います。

1点目は、地域防災計画でのこの問題についての位置づけがどうなっているか説明

をお願いします。

2点目に、原子力規制委員会が策定されている原子力災害対策指針では原発から30キロ圏内、いわゆるUPZと呼ばれる圏内の外にある地域においても放射線からの防護措置等のあり方を提示しており、最低限指針に基づく対策は防災計画に盛り込み、住民に周知すべきですが、いかがでしょうか。

3点目には、町独自に放射線測定器を保持し、測定を行う体制を整えられることを改めて求めたいと思います。

次に、第2に、空き家活用による住宅確保について伺います。

まず、第1に、町におかれては空き家活用を住宅確保の核として位置づけられましたが、この間の調査を踏まえた具体的な方針や計画はどのようなものか、改めて答弁をお願いします。

第2に、空き家活用を具体的に進めようと思えば、空き家バンクや改修費用への補助等の制度が必要になってまいります。こういった制度を創設するめどについて答弁をお願いします。

最後に、同和行政に関連して伺います。

同和行政については、特別法の期限が平成13年度末をもって完全終結し、そもそも特別対策を行う法的な根拠がなくなりました。その中で本町においても予算規模的には少額となっておりますが、同和問題を特別視する傾向はいまだ根強いものがあります。そのような姿勢のあらわれとしていまだに継続されている事業について伺います。

1点目は、この間、明らかになりました東区のみを実施されております防犯灯管理経費の補助についてですが、これは明らかに特別対策であり、やめるべきではないでしょうか。または、全ての区で同様の補助を実施すべきではないでしょうか。明確な答弁をお願いします。

2点目は、山城人権ネットワークなどへの補助金支出について、以前から繰り返し

指摘しますように、事実上、運動団体の活動を肩がわりし公費で支えるものであり、直ちにやめる事業であります。この点についての方向性について答弁を求めます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま岡本議員からいただきましたご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

最初に、熊本地震を受けて防災対策の強化をということで、この支援金の増額を被災者生活再建支援制度の拡充を求めていく、こういうことであります。

これも今もご質問もありましたように、この制度は、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、最も住民の生活の安定と被災地の速やかな復興をすることを目的としております。これはご質問にもございました。

お尋ねにありましたように、被災者生活再建支援法は二度の改正を経て、全壊家屋の再建に最大300万円が支給されると、こういうことあります。平成19年度に改正された際には、国会は4年後に制度の拡充に向けて見直すとの附帯意見が付されましたが、当該年の平成23年に東日本大震災が発生したため、議論はされたものの総合的な見直しは行われていない。そういうことの中で、こうしたものについては国会で引き続き議論し、今、申された要望の拡充というのは願っているものであります。が、要望につきましてはこうした町村を通じて、また町村会の組織を挙げて議論し、国に申し上げるときには申し上げていきたいと、このように思っているところであります。

続きまして、空き家活用による住宅確保についてお答えをさせていただきます。

平成26年度に空き家調査を実施し、空き家の実態と今後の空き家の活用に向けた施策の検討を行っているところでございます。

既にご説明させていただいているとおり、空き家といいましても、所有者の方には仏壇がある、人に貸す気はないなどとの結果も見られますが、空き家を町の貴重な資源として位置づけ、活用のための仕組みづくりを検討しているところでありますので、この件についてもよろしくお願ひしたいというように思います。

次に、同和行政についての質問にお答えしてほしいということで、2点いただきました。防犯灯の管理経費、あわせて次に、山城人権ネットワークの補助金制度についてお尋ねいただきました。

この中で、同和行政ということでご質問いただいておりますが、私は、やはり同和行政は措置法という根拠法に基づいてやっていた同和行政であるわけですから、今、何に基づいて同和行政なのかというところは疑問に思います。

同和問題は、なお重要な問題として、やはり行政が考えていかなきゃならない。これは同対答申の趣旨にもきちっとうたわれているわけでありまして。それをなくすための手段として措置法が生まれたわけでありまして。措置法が切れたとって、この人権の中で一番重要なのは同和問題というのが言われておりますが、これが完璧に改善されたということは、私はなかなか言い切れない問題があるだろうと思います。とはいって、同和行政というのは何を根拠にして同和行政なのかと。これはお尋ねとされている趣旨と書かれている設問には少し疑問な点を感じておりますので、この点はひとつ明確にまずはしていただきたいと思ひます。

それから、防犯灯の管理経費についてということなんですが、この防犯灯については、電気代等の経費については、これはそれぞれの区単位でお支払いいただいております。この経費については、今までからご答弁もさせていただいておりますように、いわゆるつけかえについて、切れてますよとか、いろいろこれに関する経費が要るわけでありまして。今、言われておる当該区については、いわゆる釜塚区、別所

区、東区、こういうことで関連区、南区もわかりませんが、そういった関連する区の方と、もう一回これはきちっと整理をしていかなければならないのかなと受け取りました。いわゆる私ども庁舎とかそういったところについてはですね、庁舎管理という概念の中からこういったものもやっておりました。当然、こういった公共施設の管理という点で施設を見ていた面がありますが、また、なかなかこの該当区にはなるのか難しい問題のときには、あえてこういうことで措置をしていたかわかりませんが、今、言われるようなことがあるならば、関係の区とも協議をする必要がありますし、そういう中で考えていく必要があると思います。

続きまして、山城人権ネットワークの補助金制度ということであります。

これはご案内のとおり、やっぱり今の21世紀ですか、これは人権の時代と言われております。全ての市町村、行政はやはり今までに同和問題というものの重要性にかんがみまして、そしてその経験を生かしながら、この地域の人権を守られた、生かされた、そういう地域づくりというのはやっていかなきゃならない。そういうことを踏まえまして、この人権ネットワークというのは、各市町村、関係団体、そういったところで構成されているわけであります。

そうした中で事業をやっている内容については、可と認めたものについては議会の予算を見ていただいて、そして事業を実施すると、こういうことで進めているわけであります。

こういったことは当然、関係市町村、関係団体で議論されている内容であります。当然、ここには和東町も入らせていただいております。十分こういったものはその中で協議を重ね、必要なことになれば必要な支出というものをしていく必要があるかというように思っております。いずれにせよ、全てがだめだということではないのじゃないかなろうかなと。もう少し内容を関係市町村で議論していくというのが大事であると。議論されたことについて、やはり必要なことは必要な措置をすると、こういうのが大事だというように思っておりますので、よろしく願いいたします。

この問題については、それぞれ再三お答えをさせていただいておりますので、立場については従来と何ら変わらないと、こういうことをご理解いただきたいというように思います。

以上で、岡本議員からのご質問にお答えさせていただきます。

なお、詳しいことにつきましては、担当課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

それでは、私のほうから、岡本議員の1の熊本地震を受けて防災対策の強化についてのご質問にお答えいたします。

最初に、(2)の避難、避難所の運営にかかわる対策ということで、①の避難所の開設、運営に係る職員配置等についてでございますが、避難所の設置運営に当たる職員は、地域防災計画に定めてあるとおり、災害対策本部救助部がその任務に当たることとなります。災害の程度により配置人数に違いがありますが、甚大な被害を受けた場合には18人が救助部に所属することになります。

しかしながら、町内避難所10カ所を全て開設することになると職員だけの対応は困難と想定されることから、地域防災計画では、消防団員も避難所の開設、運営に当たることになっております。

熊本地震におきましても避難が長期化していることから、長期の避難所運営を職員と消防団員のみで対応することは非常に難しいことから、民間の方による避難所運営委員の組織化が必要と認識しております。今後は、避難所運営のリーダーになっていただく方の人材育成を進めてまいりたいと考えております。

次に、②の避難所における要配慮者対策でございますが、ご質問のとおり、地域防災計画におきましては、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするように努めるとともに、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者に対する適切な措置

や男女双方の視点による避難所の運営をうたっております。それらの具体的な運営につきまして、現状は平成28年4月に内閣府が定めました避難所運営ガイドラインによっているところでございます。しかし、今後は和東町の実情により即しました和東町避難所運営マニュアルの策定を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いします。

次に、③屋外での避難生活を想定した場所の確保支援体制についてお答えいたします。

午前中の井上議員の一般質問で答弁させていただいたとおり、屋外避難所としては、和東小学校グラウンド、和東中学校グラウンド、和東運動公園グラウンドの3カ所を指定しております。この3カ所は広域避難所として指定しており、火災の危険や危険物の漏出などから数時間程度の一時的避難やテント等による避難生活を想定しております。

ご質問にありましたように、今回の熊本地震で課題となった車中泊避難について、国の防災基本計画や避難所運営ガイドラインは車中泊対策には触れておらず、本町の地域防災計画にも盛り込まれておりません。熊本地震は大きな余震が続き、屋内が恐いと、車で寝泊まりする被災者が相次ぎ、エコノミークラス症候群の発症や救援物資が届かないなどの課題が明らかになりました。これを踏まえ、国において車中泊避難について新たな指針などを策定する検討に入ったと聞き及んでおります。今後は新たな指針等が決定され次第、地域防災計画の修正等を行い、屋外避難者の支援を検討してまいりたいと思っております。

次に、④の学校施設の避難所機能の早期強化についてお答えいたします。

学校施設の避難所としては、和東小学校と和東中学校を指定しております。避難所機能の一つであります防災備蓄品につきましては、和東中学校は海洋センターに設置してある防災備蓄倉庫の活用を想定しておるところでございます。また、現在、和東小学校へ防災備蓄倉庫を設置すべく、小学校及び教育委員会と調整を進めているとこ

るでございます。今後も計画的に学校における避難所機能を強化してまいります。

次に、（３）仮設住宅の建設についてお答えいたします。

ご質問のとおり、地域防災計画には仮設住宅の建設についてはあらかじめ２次災害の危険のない応急仮設住宅建設適地を選定し、早期着工ができるよう準備しておくことをうたっております。

候補地としては、町有地または借用地であり、すぐに使用可能な土地であること、広さ１，０００平米以上のまとまった一団の土地であること、地盤が軟弱でなく傾斜が少ないこと、上下水道、電気等のインフラ設備の整備が可能な土地であることなどが選定条件となることから、和東運動公園グラウンド、和東小学校グラウンド、和東中学校グラウンドの３カ所をリストアップしております。

次に、（４）の原発事故災害の備えについてお答えいたします。

ご質問にありましたように、原子力規制委員会が定めた原子力災害対策指針におきまして緊急時防護措置を準備する地域、いわゆるUPZ、おおむね３０キロということでございますが、その外である区域における避難及び一時点や屋内退避措置について定めはございません。しかし、現行の地域防災計画においては原子力災害対策は盛り込んでおりません。現行の地域防災計画は、平成２７年３月までの修正を内容としておりまして、平成２７年４月２２日に原子力災害対策指針が改正されるまで、UPZの外側はPPA、いわゆるブルーム通過時防護計画スルー地域ということで、おおむね５０キロ圏と呼ばれておりまして、指針では今後の検討課題とされておりましたので、今回の指針の改定は計画に反映できていないというところでございます。次回の地域防災計画の修正におきまして、国防災基本計画、京都府地域防災計画を踏まえ、原子力災害への対策を検討してまいりたいと考えております。

次に、放射線測定器の整備についてでございますが、現在、和東町内で放射線量の測定は行っておらず、京都府が設置されておられます京都府環境放射線監視テレメーターシステムを活用させていただいております。当該システムは府内３１カ所に測定

所があり、逐次、最新の空間線量率が把握でき、近隣には京都府木津総合庁舎に設置されてありますので、本町におきましては、その通知を利用させていただいております。

当面、このシステムを活用してまいります。先ほど申し上げました次回の地域防災計画修正時におきまして、放射線測定器の整備を原子力災害対策として盛り込みという検討をしてみたいと思っております。

以上、岡本議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（東本繁和君）

それでは、私からは、2番の空き家活用による住宅確保について、岡本議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、(1)の町は空き家活用を住宅確保の核としているが、調査を踏まえた具体的な方針や計画はどのようなものかでございますが、和東町の資源の一つである空き家を今後のまちづくりに向けた対策に活用していくための資料作成を目的に、平成26年度空き家調査を実施いたしました。

調査内容は、1. 空き家の位置確認、空き家そのものが利用可能、不可能かの識別、所有者名や所在、所有者の意向調査、調査結果をもとにデータベースとしての整備でありました。結果、空き家と思われるものが108戸あり、そのうち利用可能なものが86戸、利用不可のものが22戸でした。

利用可能な86戸の所有者に対してアンケート調査を実施したところ、回収が38戸で、そのうち空き家であると回答があったのは29戸となっております。さらに、29戸のうち現状のまま保有するとの回答が8戸あり、利用可能な空き家は甘く見積もっていただきまして21戸という結果でございます。その後、間取り調査まで実施、

ご協力いただきましたのは10戸でありました。

先月、町の公共員と町村地域事業開発ディレクター、不動産会社の経営者、地域力推進課、農村振興課、和束町雇用促進協議会、和束町活性化センターで会議を開きまして、空き家の具体的な活用やそこに至る問題点を洗い出しているところがございます。まだまだ整理の余地は多くありますけども、今後協議を重ね、所有者が売りたい、貸したいとお考えいただけるような施策を構築したいということでただいま検討しているところがございますので、よろしく願いいたします。

次に、(2)の空き家バンクや改修費用への補助等の制度創設のめどはでございます。

空き家バンクは最終的には不動産を取り扱う仲介業が可能な専門業者が必要でございます。現在、空き家バンク制度を設置している自治体でも直接的な仲介はできませんので、建物取引業協会等の仲介業者等に協力をしていただいているところがございます。ですから、さきのご質問でご説明いたしましたように、空き家バンク制度を創設するためには不動産仲介をどうするか仕組みが整ったとき、また改修費用等の補助金制度も、今般、京都府のほうの補助金制度も若干整備されたと聞いておりますので、そのあたりも含めながら、空き家バンクの整備も含んでの総合的に今後検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、私の答弁とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

それでは、再質問させていただきます。

まず、いわゆる同和行政の関連のことからさきに再質問したいと思うんですが、先ほど町長から、いわゆる法的な根拠がなくなったもとの私が同和行政という言葉を使うのはどういう根拠かという話をされましたけども、それはやはり私も町長に逆に聞

きたいわけなんですね。そういう特別法が既になくなったもとの、なぜ特別な対策をするのか。また、総合計画の中にも、法がなくなったにもかかわらず、同和地域であるとか同和地区であるとかというような概念をお持ちで、そこを特定したような対策をこれから持っていくということを総合計画でも述べられていると。ですから、そういったことがいわゆる同和行政と言わざるを得ないというふうに思うんですね。

ですから、本来は法が切れているわけですから、同和行政というのは終結をすべきですし、したものだと思えますけども、しかし、町としては、やはりいまだにそういうふうにされていないという認識のもとでこういう言葉を使わせていただいているということなんです。

それでですね、いわゆる人権ネット等への補助金というのは、実質的に言いますとね、これは何遍も言ってますから繰り返しませんけども、やはり実態的に見て、運動団体へのトンネルと言ったら言い方は悪いですけど、公費を流し込んでいく実態がございます。ですから、そういったものを以前の山連のときと財政規模的には大きく変わっておりますけども、実態としては何ら変わってないという意味で、やはりこういったものは直ちにやめられるべきだということを思いますので、ここは引き続き真剣に検討いただきたいと思うんです。

きょうはしっかりと詰めておきたい問題は、東区における防犯灯管理経費の補助という問題なんですね。私はちょっと確認しておきたいんですけどね、町長は先ほど、そういったことがあるならば調整しなくちゃいけないなと言われましたけどね、あるならば、何も、そういうふうに予算措置までされて、今までずっと長い間、実際に具体的にそういうふうに予算執行されているわけですから、今さらそんなことがあったのかみたいな認識というのは大変ひどい話だと思うんですよね。

もう一度聞きますけど、この間の委員会での答弁も含めて考えましたら、特別法がある時代に以前の電気代も含めて負担をしてきた、そういう流れからして、今ここに残っているのはいわゆる取りかえ費用だということにまで来てますということは、

いい悪いは別にして、結局、これというのは、特別法の時代の残り物という意味での同和問題を背景とした特別対策としてこれはやっておられると、そういうことで確認させてもらってよろしいですか。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいまの岡本議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目ですが、今、東区ということ限定して申されました。そういったことの中で私どもが出しておるのは、やはり今までどちらかというたら、もう少し整理をしていかなきゃならんのがいろいろありますが、やはり公共的施設、くどいようですが、申し上げてまいりました。そういう観点から、電気代は申請されたところを出していただいておりますが、従来からついてきているものについては、確かに区を越えて1区だけやなしに、釜塚区にしる、そういったところに出ているというふうに私は理解しているわけです。

今、岡本議員は、一つの区を指して言われましたけども、やはりそういったことがあるなら全てきちっと区長さんと話し合って整理していく。いわゆる関係の区長さんと話し合いというのは当然だろうというように思っております。想定でいきますのは釜塚区長さん、東区長さん、南区長さんかなと。もう少しあわせて全般的に言うなら、町道とかいろんところで、町の行政の主体において手続をしているところがありますが、これは多くの全部の関係区と一回話をする必要があるんじゃないかなと、このように思います。

そして、今、ご質問いただきましたので、当然、それは区で持ってくださいねという話がこうして議論をいただいているわけですから、関係区長にはそういうこともありますので、ご審議させていただくということになるのかなと、このように思っているところであります。

くどいですが、予算の中では、先ほども申し上げておりますように、いろんな区にまたがっている道路とか、そして公共施設とか、従来からやってきたものについてはきちっと整理できない。やはりこういったものについては、なるべく町行政でというところがあったと思います。そういう中の今ご指摘いただいているわけでありませう。

ただ、申請されてきた中では、電気代とかそういうものについては申請の中でその方がやられるということですから、その中でお願いをしてきているわけですから、この点、ひとつよろしくお願ひしたいというように思います。そういう意味で、一定、今、ご指摘いただいているわけですから、やっぱりきちっとやらなきゃならないねと、こういう思いを持っているところであります。

2点目でありますけども、人権ネットワークというのは必要にあるという判断に立って山城管内の各市町村が立ち上げているわけであります。言うならば、和東町だけの問題やなしに関係市町村なり関係団体、その趣旨に賛同する団体も入っていると思いますが、そういう方たちが必要だという認識のもとに、そして、みんなの合意のもとに事業をされてきているわけであります。そうしたものを私どもは必要なことだということ判断してきているわけであります。全て今まで私どもが取り組んできた措置法の時代にもありますが、措置法の趣旨にのってやってまいりました。これはそのことによって町は措置法が切れても人権意識の高いまちづくりという重要性は、今の和東行政の中にも浸透してきているだろうというように思っております。これは私どもその成果を生かして、和東町なり山城地域もそうです、その成果を生かして地域づくりの中に、住みよい人権意識の高いまちづくりというのは当然考えていかなきゃならない問題であります。そういう観点から、必要か必要でないかという判断をするわけなんですけど、先ほどのように、組織でやられて組織で民主的に考えられて、そしてこれがたとされているところについて、和東町行政がたとするかと、こういうことであります。

私どもはもう少しその審議の中では十分、今、申されておる意見もあるということ
は反映させていかなきゃなりません、一方的に話をすると。それよりもやはり前の
成果を生かすということも大事だと思っておりますので、むしろこれまで取り組んで
きた成果を今後のまちづくりに生かして、そして、さらに行政の内容を高めていくと、
これに努力をしてまいりたいと思っております。

そういう意味で、制度を引っ張っているとか引っ張ってないとか、まだ残っている
とか、そういう意味じゃなく、その成果を生かしているというふうにご理解を賜れば
幸いです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

余り関係ない答弁はしていただかないで結構です。端的にやっていただきたいと思
うんですね。

先ほど、いわゆる釜塚区や南区とか、ほかの区を持ち出して、それはそれで調整さ
れたらいいですけども、これは明らかに特別対策だということは行政も認められてい
るわけですよ。この前の委員会でも、例えばほかの南区や釜塚区のほうで公共施設に
関係ないようなところ、ふつうの離れたところですね、そこも含めて、じゃあ、お金
を出すんですかと。出しません。東はどうなんですか、出します、そういうことでし
ょう。単純なんですよ、これは。要は、東区だけでしか適用してないルールがあるっ
ていうことなんです、この問題はね。だから、私は問題にするわけであって、町長が
言われるように、特別法もなくなって特別対策をする根拠もないのに、なぜこういう
特別なことをされるのかということをおは疑問を呈しているだけの話であって、そこ
をちゃんと正していただきたいという点で、いわゆるどうせやられるのであれば、東
区でやられているように、電球が切れても、同じようにどの区でもちゃんと負担して

あげたらどうですかと、それが町長の言われるこれまでの成果を生かす道じゃないですかと。

以前、高校生の通学の補助がありましたよね。あれはもともとは、いわゆる同和対策でした。同じバス停から乗っても、いわゆる同和地域の高校生、そうじゃない高校生でいわゆる補助が違うということがありました。それはおかしいんじゃないかということで、今は一般対策としていただいています。同じことだと思っんですよ。だから、どうせやるのであれば、そういう整理をされたらいいと思っんですねという提案をしています。ですので、そこはそういう意味ですっきりとさせていただいて、特別な意味での対策はやめていただきたいと思っんですので、今、一応、調整すると言われましたので、そういう方向でぜひ調整していただきたいというふうに思っんです。余り長々と答弁されても困りますので、もう答弁は結構です。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

調整というのは、今、その成果を生かして、岡本議員ご存じのことか知りませんが、その成果を生かして町で直接歩道に誘致をしたり、最近では、南区に入る道路に街灯をつけさせていただいております。こういった経費は町なり電気代まで持っている場合があります。これは成果を生かしてさらに発展してきているわけであります。この辺のところの線引きはどうするかというのはこれからも残ります。この辺のあるところは全て街灯、区に電気代はお願いするとか、また、守りは町でするとか、こういった成果を生かしたところも整理していかなきゃならない問題があります。そういう意味で、街灯を持って、さらに発展されてきた。

岡本議員のご質問で言うなら、定期代で言われたら、みんなのものになったと、こういうことなんです、今までやってきた街灯の明るく、やっぱり足もとを照らす、そういう安全なまちづくりの成果を広めていくということで、最近では南区のほうに

町が直接街灯をつけてきているんじゃないだろうか。南区から電気代をもらっているから街灯の手続はうちでしていると思うんですけども、こういったところ、これからこの成果を生かしていくときに、岡本議員の言われる中では、非常にこれから線引きが難しいかなと。こちらの意図でやっている施策がたくさんあります。これならもっと地元区と協議をしてやっていかないとなかなか負担はもらえないのかなと、こんな思いがありますので、これについての今後のその成果を生かすというところで、今のご質問からすれば慎重にならざるを得ないと、このように思っておりますので、この辺のところもご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

南区のローソンに向かう道を同和問題の成果として見るかどうかというのは、私は違うと思います。全く関係ないと思いますよ、そんなことは。こじつけているだけの話であって、全く違う目的でつけているわけですから、財源的にも。ですから、何もかもそういうふうにいっしょくたにして問題を曖昧にしたらいかんと思うんですよ。ですから、そういう意味で特別じゃない。いわゆる特別法があったときの時代のような、そういう対応はやめていただきたいと言っているだけの話ですので、そこはぜひやっていただきたいと。同和行政というものはもうないというのであれば、それにふさわしい対応をしていただきたいというふうに思います。

次に空き家の関係ですけども、先ほど町長や課長から一定の方向性や今の現実の取り組みについて説明がありまして、それはそれで大変よくわかりました。それで、私がここで言ってますのは、住宅をどうするかという点でいえば、もちろん空き家も大事だと思います。しかし、前にも言いましたように、やはり空き家だけでは、先ほど町長も言われたように、やはり個人の財産というのが前提にあります。ですから、それをどうするかというのは強制はできませんし、無理やり貸してくれとか、そういう

ことはできないし、やはりそういう合意形成のもとでしか使えないと。そういうものですから、やはり一定、町営として住宅を整備していくであるとか、さまざまな形で住宅政策をやっていく必要があるというふうに思います。

町は総合計画の中で、やはり空き家の利活用というものに大変シフトされた方針を持たれたと思うんです。そうならば、やはりそれにふさわしい店舗と中身で進めていただきたいという意味で今回取り上げたわけなんですけれども、これだけ抑えておきたいんですが、今までの取り組みはわかりましたけれども、今後、不動産業者の仲介云々という話もありましたけれども、それも含めて一定いつまでにそういう制度を確立して、家を求めておられる方、そういった方に応えられるような、それが100%完璧な制度じゃないにしても、まず、そういうふうに第一歩踏み出していけるというのは、いつごろをめどにそういった制度を実施しようというようにお考えでしょうか。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

いつごろまでにということで期限を切っていただくとお答えしにくいんですけども、とりあえず第1回というんでしょうか、空き家の関係のそういった施策に対しての検討会を先月やらさせていただいております。いろいろな諸問題の部分をどうしてクリアしていくかというようなところで検討させていただいております。

農村振興課につきましては、空き家対策特別措置法ということで、住宅等不良住宅のところの整理をどうしていくかというようなことで、庁内でも部署部署によって空き家の担当部署をどうするかというような形でやっております。利用につきましては地域力のほうでということで、今回大きく窓口とし農村振興課がございますので、今回、私のご指名いただいたと思っております。

今、言いましたように、不動産関係でどのような形で仲介をしてもらうか、それか

ら、そういった部分が整理できて初めて、今、おっしゃったように、所有者の方に安心して空き家バンクのほうに登録いただくというようなことの形づくりが必要かと思えます。いつまでという期限は申しわけない、切っていただいたんですけどお答えできませんが、できるだけ頑張って、そのあたりの政策、制度を充実させたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

いろいろと取り組んでいただいていることはわかりますけども、もちろんいろんな相手があることですから、いつまでと切れないことはあるかもしれないんですけども、ただ、やはり総合計画や、また地方創生計画の中でいわゆる定住対策、やはりそういった人口をどう維持していくかということも方針として決められたと。その中で、受けとめていく中で住宅問題ってあると思うんですね。ですから、それをやっていこうと思ったら、いずれできたらいいということじゃなくて、やはり一定のめどをもって取り組む必要があると思いますので、そこを今後、今年度はどこまで持っていく。2年計画ではどんだけ持っていく、そういうような計画性を持って取り組んでいただきたいと、これは強く要望しておきたいと思います。

それと、あと残り時間ですけども、防災対策の関係をお聞きしたいと思います。

先ほど国の制度としての被災者生活再建支援制度の拡充をぜひ求めていただきたいというふうに町長に申しました。町長は、そういったことがこの間の経過も含めて願ってはいるけども、町村会などを通じて言うべきときは言っていきたいという話をされましたけど、これは本当に熊本の被災地だけの問題じゃなくて、本当に私たち自身の問題だと思うんですね。

例えば、この防災計画の中に、先ほど若干、井上議員の話で出てきましたけども、和束町でどのような地震が想定されているかというのが冒頭にあります。その中に、い

いわゆる震度7というのが三つのケースがあると言われましたよね。いわゆる奈良盆地の東縁断層帯というのと、これでどんだけの建物被害があるかというのと、2,423棟というふうに書いてあるんですね。あと、木津川断層帯というのは2,326棟、和束谷断層が1,524棟というふうに被害想定をされています。ですから、かなり多くの家屋がこの地震が来れば倒壊するということを和束町自身が想定されているわけです。そうなりますと、生活再建とか復興といった場合に、自宅というものをどう再建していくかということがめどが立たないと被災者の方の見通しが立たないというのが多くのところだと思うんですね。だから、今、熊本でも大変困っておられるというように思うんです。ですから、何か今後いつか要望するわということじゃなくて、町長として、この制度がもっと充実してほしいと国に対してやっぱりそうしていただきたいという思いがあるかどうかなんです、今回の地震を受けて、防災計画の見直しも受けてね。ですから、その辺で町長としてこの充実というのをちゃんと願っておられるのかどうかですね。どういうルートで要望せんのは別ですけども、町長として必要だと考えておられるというところだけは確認しておきたいんですが、いかがですか。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいまのご質問にお答えさせていただきたいというふうに思います。

この熊本地震で罹災証明書の発行が非常におくれている、もっと早くできないのかというような感じの報道がマスコミ等でたくさんされておりました。また、やり直しというような状況もありました。これは私は、支援金の支給に関する手続法の中にもう少しいろいろと考えていく、実態に合う内容が必要だというふうには考えております。

まず、支援法の適用は都道府県がやりますが、その都道府県から国支援法に市町村

に適用報告、公示をされます。それをもって罹災証明の交付を市区町村が行います。こういうことになってきますと非常におくれていく面がありますので、これを速やかにやっていく面があるの違うかと、これは一番入り口の議論であります。

そういう中で、市区町村で受け付けして、今度は都道府県がまとめ、そして支援法人の送付する、非常に手続的に時間のかかる問題だというように思っておりますが、この辺のところの措置を考えていくべきがたくさんあるというふうに思っております。

今回の被災者生活再建支援制度には、この趣旨という問題は別といたしまして制度の対象となる自然災害、もう一つは制度の対象となる被災世帯、もう一つは支援金の支給額、これは先ほども言いました300万円、今の話で500万円というところへ引き上げてというのは今回の質問で要望を挙げてほしいという、こういうことで、すぐ私の頭に入ったんですが、これは支援金の支給額の問題であります。もう一つは、支援金の支給申請の手続を私、先ほど申し上げました。全体にわたって熊本地震の中では非常におけているという面が私は感じました。

今、町村会の中での議論をしておりますのは、やはりこういった問題は速やかに対応できるようにもっと制度を見直していく必要があるんやなかろうかと、こういう思いを持っている中で、平成19年度に改正された際に、国会は4年後に制度の拡充に向けて見直すと、こういう附帯決議がされているわけでありまして。これは先ほど答弁もさせていただきました。

そういう中で、4年後というところで東日本大震災が発生いたしました。そして、今回、そのままで熊本地震が起こっているわけでありまして、まずをもってこれを国の議論の中で、この附帯決議の充実に向けてやっていくべきだという基本姿勢は持っております。

そういう際に、私、先ほど言いましたように、速やかにできるような、もっと被災者の立場に立って中で改善できないかということ、今、町村会とも意見交換をしているところであります。まとめ次第、議論を通じて、そういった組織を通じて、挙

げる時期には挙げていくと、こういうことを答弁させていただいておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

それはそれでぜひやっていただきたいと思いますが、具体的には支給額の引き上げであるとか、また手続上もそうですけれども、対象を絞るときの申請の基準が大変厳しいというのが大きな問題になっておりますので、具体的な問題点について、ぜひ今後あらゆる面で要望をいただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

それでですね、次に、避難の関係等でいろいろと答弁いただきました。新しく確認できたこともありますので、それはそれでよかったというふうに思うんですけども、総務課長にもう一度確認をしておきたいんですけども、いわゆる避難所でのいろんな配慮をやるべきガイドラインですね、マニュアルというものを今後、町としてもつくっていききたいという話をされました。それがいつごろつくられるのかですね。

いつ地震があってもおかしくないという状況もありますから、そこをできるだけ早くつくっていく必要があると思うんで、その辺はどういうめどがあるのかということと、それから発注枠については、今回の熊本を受けて新しい課題ということでは言われているんですけども、ただ実際に大きな問題は明らかになっているというように思います。ですから、もちろん国とかの指針等の改定はあるんですけども、暫定的に一定やはり町としても方針を持っていただきたいと思うんですけども、その辺も含めて見直しをお願いしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

先ほど答弁させていただきました避難所の運営でございますけれども、内閣府が定めております避難所運営ガイドラインに基づいて、現在のところは、避難所を開設する場合につきましては、このガイドラインに基づいて設置をするという計画をしておるところでございます。

ただ、やはり国が定めておるガイドラインということでございますので、各地域地域の実情が事細かく反映しているガイドラインではないというのは認識しておるところでございます。先ほど答弁させていただきましたとおり、和束町版の避難所マニュアルの策定に着手したいという答弁をさせていただきました。これのスケジュールというご質問でございますけれども、まだ検討の段階でございます。着手にまでは至っていないというところがございます。できるだけ速やかに着手に入りたいというようには思っておるところでございます。

あと、車中泊につきましての対策でございますけれども、熊本のほうの地震についての車中泊につきましては、大型のショッピングセンターなり公共施設の駐車場を使用されておられるケースがほとんどだったと認識しておるところでございます。本町におきましては、そういった大量の駐車できる駐車場というのは保有しておらないというのが現状でございます。

今後、車中泊対応をどうするかということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、国のほうの一定の方針も踏まえた形で検討してまいりたいと思います。ただ、現実的には駐車スペースということになりましたら、やはりグラウンドを使用しなければならないという認識を持っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

その辺は急いでぜひやっていただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

次に、学校施設の関係なんですけども、一応、先ほど何らかの対策をさせていただいているという話は答弁いただいたんですけども、例えば、先ほどの答弁の中で和東中学校をいわゆる施設も含めて避難所として指定をしたということなんですけども、私はたまたまことし和東中学校のPTAの会長をしていますけども、一応、学校に確認させてもらいました。そういうことをご存じでしたかと。知りませんということです。町が和東中学校を指定したということ自身はご存じないわけですね。じゃあ、突然なあって、そこは避難所ですからお願いしますというわけにはいかないわけですよ。

ですので、これは順番の問題もありますけども、今後いろんな連携をする上でも、まずそういった意思疎通というか、連携はちゃんとまずしていただきたいというように思うんですね。その上でこの防災計画の中に、例えば、学校等が避難所になった場合の運営方法や施設使用上の留意点も含め、町の災害対策担当部局やPTA、地域の自主防災組織等と連携しつつ、具体的な計画を策定するというふうに書いてあります。

それと、避難所を運営する担当職員が配置されるまでの間の対応についても、初動体制についても定めておくというふうに書いてありますけども、実際こういった相談というものが和東小学校や和東中学校の先生方とできているのかということなんです。その辺いかがですか。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

まず、第1点目の和東中学校の避難所の指定の件でございます。

地域防災計画、平成27年5月に防災会議を開かせていただいて、5月修正を決定していただいたというところでございます。その時点におきまして、和東中学校においては、従前、グラウンドのみを広域避難所として指定させていただいておったところでございますけれども、一定、耐震の改修も完了したということで、やはり避難所

の充実という形で今回指定させていただいたというところでございます。ただ、議員ご指摘のとおりでございまして、本町と教育委員会学校サイドとの意思の疎通が不十分だったというところは反省しておるところでございます。

そういったこともございまして、小学校、中学校との避難所としての施設利用につきましては、本来、相楽東部広域連合ができる前につきましては町の施設ということでございましたので、一定、ものがなかったわけでございますけれども、今は施設の管理権限が相楽東部広域連合にあるというところでございます。そういった中で、本来、相楽東部広域連合ができた際に、学校の施設利用に関する避難所の協定書なりを締結すべきだったというように思っておるところでございます。過去にそういった形で小学校の施設を避難所として使用したという実績はございませんけれども、今後はそういった形で協定を結んでまいりたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

そこは基本だと思うんですよね。ですから、そこはちゃんとしていただきたいというふうに思います。

それと最後にですね、原子力災害の関係で、時間があと何分かあれですけども、しておきたいと思います。

いろいろ指針が示された後のことなので云々という話がありましたけどね、これはお隣の宇治田原町とかそれから精華町、それから京田辺市ではちゃんと入っているわけですよね、原子力災害発生時における対応という部分が。宇治田原町といたら隣ですよね。同じ隣の町で和東町は何もやってないというのは大変問題があるというふうに思うんです。やはり盛り込まれてなくても、いわゆるもう指針が出ているわけですから、そういったことは住民の皆さんが一番大事ですから、ですから、そういう計

画の見直しも大事ですけども、今あるものをちゃんと住民に示して、こういう防護を
してくださいということぐらひはぜひ周知していただきたいというふうに思いますの
で、その辺だけ簡単に答弁をお願いします、総務課長。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

ご指摘がありました原子力災害対策指針の内容を住民の方に周知せよというご質問
でございますけれども、一定、その指針の中にはいわゆる放射性物質の放出において
はUPZにおける対応と同様のOIL1及びOIL2を超える地域を特定し、避難や
一時移転を実施しなければならないということになっております。こういったものを
住民に周知するということは余計不安をあおるということと認識しております。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

岡本正意議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

ただいまから午後2時45分まで休憩いたします。

休憩（午後2時31分～午後2時45分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度和東
町一般会計補正予算（第7号専決））、承認第5号 専決処分の承認を求めること
について（平成27年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第5号専決））、承認
第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度和東町簡易水道事業特
別会計補正予算（第5号専決））、承認第7号 専決処分の承認を求めることについ

て（平成27年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第2号専決））、承認第8号専決処分の承認を求めることについて（平成27年度和東町介護保険特別会計補正予算（第4号専決））、承認第9号専決処分の承認を求めることについて（平成27年度和東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号専決））、以上6件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

承認第4号から承認第9号の提案理由を申し上げます。

承認第4号 平成27年度和東町一般会計補正予算（第7号専決）は、地方債の許可及び国・府支出金の決定等に伴い

承認第5号 平成27年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第5号専決）は、事業勘定において府支出金の決定等により、直営診療施設勘定においては診療収入の決定等に伴い

承認第6号 平成27年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号専決）は、公債費の確定に伴い

承認第7号 平成27年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第2号専決）は、工事における入札差金の減額等に伴い

承認第8号 平成27年度和東町介護保険特別会計補正予算（第4号専決）は、保険事業勘定において、保険給付費に係る国・府支出金の確定により、サービス事業勘定においては一般会計繰入金等の確定に伴い

承認第9号 平成27年度和東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号専決）は、一般会計繰入金等の確定に伴い

それぞれ、予算補正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分させていただいた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

承認第4号のご説明を申し上げます。

議案書をよろしくお願ひします。

承認第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年6月10日提出

和東町長 堀 忠雄

次のページ。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成28年3月31日

和東町長 堀 忠雄

1. 専決事項 平成27年度和東町一般会計補正予算（第7号専決）
2. 専決理由 地方債の許可額及び国・府支出金の決定等に伴い、予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成27年度和東町一般会計補正予算（第7号専決）

平成27年度和東町一般会計補正予算（第7号専決は）、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,919万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億2,190万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 既定の繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成28年3月31日専決

和東町長 堀 忠雄

次のページ、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に報告申し上げます。

まず、歳入でございます。

2款地方譲与税、2,724万円、63万2,000円、2,787万2,000円。

3款利子割交付金、98万5,000円、△4,000円、98万1,000円。

4款配当割交付金、201万3,000円、89万9,000円、291万2,000円。

5款株式等譲渡所得割交付金、99万6,000円、182万2,000円、281万8,000円。

6款地方消費税交付金、6,914万3,000円、1,228万6,000円、8,142万9,000円。

7款ゴルフ場利用税交付金、1,269万2,000円、△65万円、1,204万2,000円。

8款自動車取得税交付金、644万7,000円、173万1,000円、817万

8,000円。

9款地方特例交付金、75万8,000円、△28万1,000円、47万7,000円。

10款地方交付税、15億8,254万8,000円、9,946万9,000円、16億8,201万7,000円。

11款交通安全対策特別交付金、20万円、△20万円、0円。

12款分担金及び負担金、7,528万6,000円、△181万9,000円、7,346万7,000円。

次のページでございます。

13款使用料及び手数料、3,214万4,000円、△98万3,000円、3,116万1,000円。

14款国庫支出金、4億9,728万5,000円、△1,473万2,000円、4億8,255万3,000円。

15款府支出金、2億034万4,000円、△508万7,000円、1億9,525万7,000円。

16款財産収入、122万9,000円、2万5,000円、125万4,000円。

17款寄付金、110万2,000円、5,000円、110万7,000円。

18款繰入金、1億3,548万円、△1,420万8,000円、1億2,127万2,000円。

20款諸収入、5,013万2,000円、△219万1,300円、4,721万9,000円。

21款町債、4億1,360万円、△2,680万円、3億8,680万円。

歳入合計、35億7,271万4,000円、4,919万2,000円、36億2,190万6,000円。

次のページ、歳出でございます。

1 款議会費、5,540万1,000円、△81万1,000円、5,459万円。

2 款総務費、8億3,611万2,000円、8,006万6,000円、9億1,617万8,000円。

3 款民生費、7億4,965万6,000円、4,553万9,000円、7億9,519万5,000円。

4 款衛生費、4億4,365万2,000円、△1,531万2,000円、4億2,834万円。

5 款農林業費、1億7,521万6,000円、△3,033万3,000円、1億4,488万3,000円。

6 款商工費、9,115万4,000円、△125万8,000円、8,989万6,000円。

7 款土木費、3億2,418万3,000円、△1,793万4,000円、3億624万9,000円。

8 款消防費、1億8,544万2,000円、△174万9,000円、1億8,369万3,000円。

次のページでございます。

10 款災害復旧費、1,070万6,000円、△701万6,000円、369万円。

11 款公債費、5億039万9,000円、△200万円、4億9,839万9,000円。

歳出合計は歳入合計と同額でございます。

次のページが第2表の繰越明許費補正でございます。

変更ということで、3 款民生費、1 項社会福祉費、年金生活者等支援臨時福祉給付事業、補正前の額が1,903万1,000円、補正後の額が1,903万4,000円でございます。

7 款土木費、2 項道路橋りょう費、門番橋整備事業、過疎対策事業でございます。

補正前 2,950 万円、補正後 2,937 万 3,000 円。

同款、同項、橋りょう補修事業、過疎対策でございます。補正前 1,300 万円、補正後 1,277 万 2,000 円となっております。

次のページが第 3 表の地方債補正でございます。

全て変更ということでございます。

まず、起債の目的として、庁舎改修事業でございます。補正前の限度額が 1,000 万円、起債の方法は、証書借り入れ又は証券発行、利率は年 5.0% 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるということです。

補正後の限度額がゼロでございます。

起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同額でございます。

以下、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じでございます。

以下、起債の方法、利率、償還方法は同一でございますので、省略させていただきます。

門前橋整備事業（過疎対策）、2,620 万円、2,630 万円。

道路拡幅改良事業（過疎対策）、1,350 万円、1,060 万円。

橋梁補修事業（過疎対策）、3,550 万円、3,280 万円。

町営住宅建設事業、2,500 万円。2,080 万円。

相楽東部広域連合スクールバス購入事業（過疎対策）、1,590 万円、1,240 万円。

次のページでございます。

相楽東部広域連合コンピュータ教室整備事業（過疎対策）、1,980万円、1,930万円。

相楽東部広域連合中学校空調整備事業（過疎対策）、170万円、100万円。

災害復旧事業、240万円、0円。

計でございます。補正前が1億5,000万円、補正後が1億2,320万円でございます。

続きまして、資料No.4、予算に関する説明書によって、主なもののみ報告させていただきます。

総括は省略させていただきます、5ページ、6ページの歳入でございます。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金で1,228万6,000円の補正でございます。

10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税で9,946万9,000円でございます。そのうち普通交付税として5,946万9,000円、特別交付税で4,000万円となっております。

飛ばさせていただきます、9ページ、10ページ。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金で△750万8,000円でございます。

3節道路橋りょう費補助金の分でございます、これにつきましては橋りょう長寿命化修繕計画の補助金分でございます。

15款府支出金、2項府補助金、1目総務費府補助金で470万6,000円でございます。

これにつきましては、1節総務管理費補助金422万8,000円が主なものでありまして、そのうち、めくっていただきまして、市町村体制づくり交付金（庁舎改修工事設計事業分）として369万4,000円を計上しております。

次のページでございます。13ページ、14ページ。

15 款府支出金、2 項府補助金、4 目農林業費府補助金で△1,610 万 9,000 円でございます。

主なものは、1 節農業費補助金で△1,675 万 1,000 円でございます。そのうち宇治茶生産景観継承支援事業費補助金で 862 万 8,000 円を減額しております。

次のページでございます。

同款、同項、5 目商工費府補助金で 436 万 1,000 円の補正でございます。

主なものは、みらい戦略一括交付金の山の家おもてなし推進事業分として 304 万 6,000 円、同じく、山の家整備事業分で 170 万円を計上しております。

同款、同項、6 目の土木費府補助金で 473 万 3,000 円でございます。

主なものは、3 節河川補助金で 215 万 1,000 円。これにつきましては、みらい戦略一括交付金の河川の浚渫等の整備事業分でございます。

飛ばさせていただきます、19 ページ、20 ページでございます。

21 款町債、1 項町債、1 目総務債、△1,000 万円。

これにつきましては、1 節総務管理債でございます、一般単独事業債の庁舎改修設計業務分の減額でございます。

同款、同項、4 目の土木債で 970 万円の減額でございます。

そのうち 1 節道路橋りょう債で 550 万円、3 節住宅債で△420 万円となっております。

同款、同項、5 目教育債で△470 万円でございます。

これにつきましては、1 節教育総務債で 470 万円、そのうちスクールバスの購入で△350 万円となっております。

次のページ、歳出でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費で△855 万円でございます。

これにつきましては、人件費でございます。

同款、同項、3 目文書広報費で△758 万 3,000 円でございます。

主なものは、13節委託料で△757万5,000円。

茶源郷行政情報配信機器設定等の業務委託料でございます。

次のページでございます。

同款、同項、7目財産管理費で1億143万6,000円の補正でございます。

これにつきましては25節積立金ということで、減債基金の積立金でございます。

次のページでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費で6,038万9,000円の補正でございます。

この主なものにつきましては、次のページでございます。

25節積立金で7,000万円、これにつきましては地域福祉基金の積立金でございます。

同款、同項、3目老人福祉費で△733万円でございます。

主なものは、28節繰出金で△614万1,000円、そのうち介護保険事業勘定の繰出金で485万7,000円を減額させていただいております。

次のページでございます。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費で△489万1,000円でございます。

これにつきましては、20節扶助費で324万1,000円の減額をしております。そのうち乳児福祉医療で215万4,000円を減額しております。

次のページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費で△361万5,000円でございます。

主なものは、13節委託料で△325万円でございます。

このうち予防接種等の委託料で280万円を減額しております。

同款、同項、4目環境衛生費で△375万9,000円でございます。

主なものは、28節繰出金で300万円の減、これは下水道事業特別会計への繰出

金でございます。

次のページをお願い申し上げます。

5款農林業費、1項農業費、2目農業総務費で△915万3,000円でございます。

主なものは、人件費でございます。

同款、同項、3目農業振興費で△722万3,000円でございます。

主なものは、19節負担金補助及び交付金で594万6,000円の減額でございます。そのうち、命の里事業補助金で273万6,000円を減額しております。

同款、同項、4目茶業振興費で1,038万8,000円の減額でございます。

これにつきましては、19節負担金補助及び交付金でございまして、宇治茶生産景観継承支援事業補助金で862万8,000円を減額しております。

飛ばさせていただきます、37ページ、38ページ。

7款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費で△201万6,000円でございます。

主なものは、13節委託料で△121万5,000円、そのうち測量設計業務委託料で121万4,000円を減額しております。

同款、同項、3目道路新設改良費で975万8,000円の減額になっております。

主なものは、13節委託料で963万8,000円の減額でございます。これは橋りょう点検調査業務委託料分でございます。

次のページでございます。

7款土木費、5項住宅費、2目住宅建替事業費で△442万2,000円でございます。

これにつきましては、15節工事請負費で386万円を減額しております。

次のページをお願いします。

10款災害復旧費、1項農林業施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費で△2

05万4,000円でございます。

主なものは、15節工事請負費で200万円の減でございます。農業用施設災害復旧工事費でございます。

同款、同項、農地災害復旧費で△205万円でございます。

これにつきましても、15節工事請負費で△200万円、農地災害復旧工事費分でございます。

次のページでございます。

10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、2目河川災害復旧費で減額の209万2,000円でございます。

これにつきましても、15節の工事請負費で△200万円でございます。

11款公債費、1項公債費、2目利子で200万円の減でございます。

これにつきましては、23節償還金利子及び割引料でございます。

次ページ以降に給与費の明細をつけております。また、お目通しいただきたいと思っております。

以上でございます。

特別会計につきましては、所管課長よりご説明申し上げます。

よろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

細井税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

続きまして、承認第5号の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしくお願ひいたします。

承認第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同

条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年6月10日提出

和東町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成28年3月31日

和東町長 堀 忠雄

1. 専決事項 平成27年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第5号専決）
2. 専決理由 事業勘定において前期高齢者交付金並びに府支出金等により、直営診療施設勘定においては診療収入の決定等に伴い予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

次のページでございます。

平成27年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第5号専決）

平成27年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第5号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,288万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,063万1,000円とし、直営診療施設勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ545万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,485万円とする。

2 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月31日専決

和束町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。

歳入につきまして、款、補正前の額、補正額、計の順に読み上げさせていただきます。

1 款国民健康保険税、1億6,044万9,000円、△965万2,000円、1億5,079万7,000円。

3 款国庫支出金、1億8,510万5,000円、△1,645万7,000円、1億6,864万8,000円。

4 款療養給付費交付金、3,349万6,000円、△1,622万6,000円、1,727万円。

5 款前期高齢者交付金、1億9,979万5,000円、4,585万2,000円、2億4,564万7,000円。

6 款府支出金、5,735万8,000円、275万9,000円、6,011万7,000円。

7 款共同事業交付金、2億640万9,000円、△2,892万7,000円、1億7,748万2,000円。

9 款繰入金、5,928万3,000円、△85万9,000円、5,842万4,000円。

11 款諸収入、152万9,000円、62万4,000円、215万3,000円。

歳入合計、9億351万7,000円、△2,288万6,000円、8億8,063万1,000円。

めくっていただきまして、歳出につきましても、歳入と同様に読み上げさせていただきます。

1 款総務費、377万4,000円、△84万円、293万4,000円。

2 款保険給付費、5億2,842万1,000円、△1,549万9,000円、5億1,292万2,000円。

3 款後期高齢者支援金等、9,543万7,000円、△330万円、9,213万7,000円。

4 款前期高齢者給付金等、11万円、△4万円、7万円。

6 款介護納付金、4,336万7,000円、△560万円、3,776万7,000円。

7 款共同事業拠出金、1億8,357万7,000円、△49万円、1億8,308万7,000円。

8 款保健施設費、1,122万1,000円、△211万7,000円、910万4,000円。

10 款諸支出金、414万9,000円、500万円、914万9,000円。

歳出合計、9億351万7,000円、△2,288万6,000円、8億8,063万1,000円。

続きまして、資料No.5をごらんいただきたいと思います。

予算に関する説明書、事業勘定によりまして説明をさせていただきます。

1 ページから4 ページの総括は省略させていただきます。

5 ページからになります。主なもののみ説明させていただきたいと思います。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税、減額の646万6,000円。

主なものとしましては、1 節医療給付費分現年課税分の減額が313万5,000円、4 節医療給付費分滞納繰越分の減額の140万7,000円です。

2目退職被保険者等国民健康保険税、△315万6,000円。

主なものとしては、1節医療給付費分現年課税分、△210万3,000円でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、△1,506万5,000円。

主なものとして、1節現年度分で△2,679万5,000円、2節過年度分として1,173万円の増でございます。

続きまして、4款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、1目療養給付費交付金、△1,622万6,000円。

現年度分でございます。

5款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金、4,585万2,000円。

現年度分でございます。

次のページをお願いいたします。

7ページでございます。

6款府支出金、2項府補助金、2目財政調整交付金で276万9,000円。

7款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目共同事業交付金、△2,560万2,000円でございます。

3目保険財政共同安定化事業交付金で△332万5,000円でございます。

9款繰入金、2項一般会計繰入金、3目助産費等繰入金、△112万円でございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

歳出につきましても、同じく、主なものを説明させていただきたいと思っております。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、△1,049万9,000円負担金でございます。

同款、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、△500万円負担金でございます。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金、△330万円負担金でございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金で△560万円負担金でございます。

以上でございます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

久保診療所事務長。

○診療所事務長（久保順一君）

私のほうからは、承認第5号のうち平成27年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第5号専決）のうちの直営診療施設勘定につきまして説明させていただきます。

議案書の4枚目でございます。

第1表をお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正。

1. 歳入。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1款診療収入、7,076万9,000円、△542万円、6,534万9,000円。

8款諸収入、655万7,000円、△3万円、652万7,000円。

歳入合計、1億30万円、△545万円、9,485万円であります。

めくっていただきまして、2. 歳出。

同様に説明させていただきます。

1款総務費、5,769万4,000円、△277万2,000円、5,492万2,

000円。

2款医業費、4,239万3,000円、△246万5,000円、3,992万8,000円。

3款公債費、1万3,000円、△1万3,000円、0円。

5款予備費、20万円、△20万円、0円。

歳出合計は歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料No.5、直営診療施設勘定につきまして説明させていただきます。

総括は省略させていただきます、5ページ、6ページでございます。よろしくお願ひします。

主なもののみ説明させていただきます。

2. 歳入。

1款診療収入、2項外来収入、1目国民健康保険診療収入、補正額が現年度分で減額の222万円ということです。

2目社会保険診療収入につきましては現年度で減額の180万円、7目後期高齢者医療保険診療報酬収入につきましては、現年度分で減額の151万円ということになっております。

めくっていただきまして、7ページ、8ページ。

3. 歳出でございます。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、3節職員手当等で△182万1,000円、11節需用費で△32万1,000円となっております。

2款医業費、2項医業費、3目医薬品衛生材料費におきまして、11節需用費、医療材料費で△120万円ということになっております。

9ページから11ページまでは職員の給与明細が載せてありますので、後ほどお目通しのほどよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私からは、承認第6号 平成27年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号専決）並びに承認第7号 平成27年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第2号専決）について説明させていただきます。

議案書をお開きください。

承認第6号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年6月10日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚めくってください。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成28年3月31日

和東町長 堀 忠雄

1. 専決事項 平成27年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号専決）

2. 専決理由 分担金並びに地方債及び工事請負費を変更する必要があるが生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処

分する。

平成27年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号専決）

平成27年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,564万円を減額し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,256万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成28年3月31日専決

和束町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

1. 歳入。

1 款使用料及び手数料、補正前の額7,902万1,000円、補正額4万7,000円、計7,906万8,000円。

2 款分担金及び負担金、補正前の額5,942万7,000円、△483万5,000円、計5,459万2,000円。

6 款繰越金、補正前の額340万4,000円、補正額675万4,000円、計1,015万8,000円。

7 款諸収入、補正前の額7,000円、補正額19万4,000円、計20万1,000円。

8 款町債、補正前の額 6,600 万円、補正額△1,780 万円、計 4,820 万円。

歳入合計、補正前の額 2 億 7,820 万 8,000 円、△1,564 万円、計 2 億 6,256 万 8,000 円。

1 枚めくっていただきまして、歳出です。

1 款総務費、補正前の額 6,478 万 6,000 円、補正額△630 万 1,000 円、計 5,848 万 5,000 円。

2 款施設費、補正前の額 1 億 2,378 万 8,000 円、△923 万 9,000 円、計 1 億 1,454 万 9,000 円。

3 款公債費、補正前の額 8,913 万 4,000 円、△10 万円、計 8,903 万 4,000 円。

歳出合計でございます。

2 億 7,820 万 8,000 円、△1,564 万円、計 2 億 6,256 万 8,000 円でございます。

めくっていただきまして、第 2 表 繰越明許費の補正。

1. 変更。

2 款施設費、1 項施設費、事業名：水道施設整備事業、補正前 1,250 万円、補正後 1,337 万 3,000 円でございます。

1 枚めくっていただきまして、第 3 表 地方債の補正でございます。

1. 変更。

起債の目的：水道施設整備事業、補正前、限度額 6,600 万円、起債の方法：証書借入れ又は証券発行でございます。利率です。年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法でございます。政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償

還もしくは低利に借換えすることができる。

補正後でございます。限度額4,820万円。起債の方法、利率、償還方法につきましては補正前の同様でございます。

続きまして、予算の説明書No.6をごらんください。

1ページ、2ページ、3ページ、4ページを飛ばしまして、歳入です。

主なものだけ説明させていただきます。

2. 歳入。

2款分担金及び負担金、1項分担金、1目施設分担金につきましては、補正額△483万5,000円。

主なものとしまして、現年度の工事分担金でございます。△490万円でございます。

それから、8款町債、1項町債、1目施設債、△1,780万円。

1節施設債、水道施設整備事業債の△1,780万円でございます。

めくっていただきまして、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、11節需用費の光熱水費△155万1,000円、18節備品購入費△115万円、検針用ポット購入費の減額です。

2款施設費、1項施設費、1目施設費の11節工事請負費、△776万3,000円。主なものとしまして、町道山口線拡幅改良工事に伴う水道管布設替工事で△406万5,000円、統合簡易水道整備工事で△319万円となっています。

以上、27年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算でございます。

引き続きまして、

承認第7号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 28 年 6 月 10 日 提出

和 東 町 長 堀 忠 雄

1 枚めくっていただきまして、

専決処分書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成 28 年 3 月 31 日

和 東 町 長 堀 忠 雄

1. 専決事項 平成 27 年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号専決）
2. 専決理由 分担金並びに一般会計繰入金及び町債を変更する必要があるが生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第 179 条第 1 の規定により専決処分する。

平成 27 年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号専決）

平成 27 年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 720 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 2,235 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 既定の地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 28 年 3 月 31 日 専決

和 東 町 長 堀 忠 雄

1 枚めくっていただきまして、第 1 表 歳入歳出予算補正です。

1. 歳入。

1 款分担金及び負担金、補正前の額 1 1 0 万円、補正後の額△ 1 0 0 万円、計 1 0 万円でございます。

2 款使用料及び手数料、補正前の額 2, 8 5 9 万 4, 0 0 0 円、補正額 2 0 万円、計 2, 8 7 9 万 4, 0 0 0 円。

5 款繰入金、補正前の額 1 億 2, 2 6 5 万円、補正額△ 3 0 0 万円、計 1 億 1, 9 6 5 万円でございます。

第 6 款繰越金、補正前の額 2 0 0 万円、補正額 1 6 0 万円、計 3 6 0 万円です。

第 8 款町債、補正前の額 7, 5 2 0 万円、補正額△ 5 0 0 万円、計 7, 0 2 0 万円でございます。

歳入合計 2 億 2, 9 5 5 万円、△ 7 2 0 万円、計 2 億 2, 2 3 5 万円です。

1 枚めくっていただきまして、歳出です。

2 款管理費、補正前の額 6, 8 1 5 万 6, 0 0 0 円、補正額△ 7 2 0 万円、計 6, 0 9 5 万 6, 0 0 0 円。

歳出合計 2 億 2, 9 5 5 万円、△ 7 2 0 万円、計 2 億 2, 2 3 5 万円です。

1 枚めくっていただきまして、第 2 表 地方債の補正です。

1. 変更。

起債の目的、下水道事業。補正前、限度額 7, 5 2 0 万円。起債の方法、証書借入れ又は証券発行。利率、年 5. 0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

補正後でございます。限度額 7, 0 2 0 万円、起債の方法、証書借入れ又は証券発

行。利率、償還方法については補正前と同じです。

続いて、予算に関する説明、資料No.7でごらんください。

こちらにも総括を省略させていただきまして、5ページ、6ページをお願いします。

2. 歳入。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目下水道分担金、補正前の額が110万円、補正額△100万円、公共汚水ますの設置等分担金の減額です。

5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額△300万円、一般会計繰入金、△300万円でございます。

それから、8款町債、1項町債、1目下水道事業債、補正額△500万円、特定環境保全公共下水道事業債500万円の減額でございます。

続きまして、歳出。

2款管理費、1項施設管理費、1目処理場管理費、補正額△620万円。

こちらは工事請負費490万円の減額が主なものです。

続きまして、同款、同項、2目管渠管理費、△100万円。

こちらにつきましても、工事請負費の減額60万円が主なものでございます。

以上、簡易水道事業特別会計補正予算（第5号専決）、下水道事業特別会計補正予算（第2号専決）、よろしくお願いたします。

○議長（畑 武志君）

説明の途中ですが、ただいまから3時55分まで休憩いたします。

休憩（午後3時45分～午後3時55分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を続けます。

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

続きまして、私のほうからは、承認第 8 号 平成 27 年度和東町介護保険特別会計補正予算（第 4 号専決）について説明申し上げます。

議案書をお願いいたします。

承認第 8 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 28 年 6 月 10 日提出

和東町長 堀 忠雄

ページを 1 枚めくっていただきまして、

専決処分書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成 28 年 3 月 31 日

和東町長 堀 忠雄

1. 専決事項 平成 27 年度和東町介護保険特別会計補正予算（第 4 号専決）
2. 専決理由 平成 27 年度介護給付費等に係る国庫支出金等の確定に伴い予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

平成 27 年度和東町介護保険特別会計補正予算（第 4 号専決）

平成 27 年度和東町介護保険特別会計補正予算（第 4 号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 797 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 6,546 万

円とし、介護サービス事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ50万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ457万円とする。

- 2 保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月31日専決

和束町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

1 款保険料、1億951万2,000円、104万7,000円、1億1,055万9,000円。

2 款使用料及び手数料、1,000円、△1,000円、0円。

3 款国庫支出金、1億3,845万円、△192万5,000円、1億3,652万5,000円。

4 款支払基金交付金、1億5,145万円、△14万5,000円、1億5,130万5,000円。

5 款府支出金、8,620万8,000円、△208万6,000円、8,412万2,000円。

7 款繰入金、7,995万9,000円、△485万8,000円、7,510万1,000円。

8 款諸収入、5,000円、△3,000円、2,000円。

歳入合計、5億7,343万1,000円、△797万1,000円、5億6,546万円。

1 ページめくっていただきまして、続きまして、歳出でございます。

歳入と同じく、款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

1 款総務費、795万4,000円、△132万1,000円、663万3,000円。

2 款保険給付費、5億4,528万4,000円、△1,222万5,000円、5億3,305万9,000円。

4 款地域支援事業費、1,354万1,000円、△131万5,000円、1,222万6,000円。

5 款基金積立金、1,000円、700万円、700万1,000円。

6 款公債費、5万1,000円、△5万1,000円、0円。

7 款諸支出金、642万円、△5万9,000円、636万1,000円。

歳出合計につきましては、歳入と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書No.8、和束町介護保険特別会計補正予算（保険事業勘定）をごらんいただきたいと思っております。

1 ページから4 ページまでの総括については重複しますので、省略させていただきます。

5 ページをお開きいただきたいと思っております。

歳入のほうからでございます。

なお、主なもののみ説明させていただきたいと思っております。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第1号被保険者保険料、補正額104万7,000円でございます。

主なものにつきましては、1 節現年度分特別徴収保険料で66万円、平成27年度に歳入されました保険料収入の増によるものでございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、補正額が143万6,000円。

1 節現年度分で、現年度分の介護給付費負担金の確定に伴うものでございます。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目調整交付金、△287 万 5,000 円でございます。

1 節現年度分調整交付金で、額の確定に伴うものでございます。

続きまして、7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金、△317 万円でございます。

これにつきましても、保険給付費の確定に伴い、1 節介護給付費繰入金△317 万円。

めくっていただきまして、4 目その他一般会計繰入金、補正額が△129 万 4,000 円。

1 節事務費等繰入金、事務費等繰入金の確定に伴うものでございます。

めくっていただきまして、続きまして、歳出でございます。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、5 目施設介護サービス給付費、△500 万円でございます。

1 9 節負担金補助及び交付金で△500 万円、保険給付費の確定に伴うものでございます。

2 ページめくっていただきまして、13 ページ、14 ページをお願いいたします。

2 款保険給付費、4 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス費、△129 万 4,000 円でございます。

これについても、1 9 節負担金補助及び交付金、保険給付費の確定に伴うものでございます。

2 款保険給付費、5 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス費、△245 万円でございます。

1 9 節負担金補助及び交付金で保険給付費の確定に伴うものでございます。

2 ページめくっていただきまして、17 ページ、18 ページをお願いいたします。

5 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目介護給付費等準備基金積立金、補正額 70

0万円でございます。

25節積立金、保険給付費が前年度に比べまして1.9%減になり、次年度以降の介護給付費に充てる財源として700万円積み立てをさせていただいております。

19ページ以降につきましては、給与費明細を載せております。また、お目通しのほうをよろしくお願いいたします。

議案書に戻っていただきまして、続きまして、介護サービス事業勘定について説明申し上げます。

第1表 歳入歳出予算補正。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

2款繰入金、224万1,000円、△50万円、174万1,000円。

歳入合計、507万円、△50万円、457万円。

めくっていただきまして、歳出でございます。

同じく、款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

1款総務費、399万3,000円、△11万9,000円、387万4,000円。

2款事業費、98万8,000円、△38万1,000円、60万7,000円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

予算に関する説明書、同じくNo.8、介護サービス事業勘定をお願いいたします。

1ページから4ページまでにつきましては重複しますので、5ページをお開き願いたいと思います。

2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額△50万円でございます。

1節一般会計繰入金、事務費、人件費等の精算によるものでございます。

7ページ、8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、△11万9,000円でございます。

す。

職員の共済費並びに需用費の減額でございます。

2 款事業費、1 項居宅介護支援事業費、1 目居宅介護支援事業費、△38万1,000円でございます。

1 3 節委託料、介護予防計画委託料の減額によるものでございます。

9 ページ以降につきましては給与費明細でございますので、また後ほどお目通しのほうをよろしく願いいたします。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

細井税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

続きまして、承認第9号の説明をさせていただくわけなんです、その前におわび方々訂正をお願いしたいと思います。

先ほど承認第5号の説明の中で、議案をお開きいただきたいんですが、1枚めくっていただきまして右側のページ、平成27年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第5号専決）で、その次の行でございます。平成27年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第5号専決）とするところ、（第7号専決）というふうに記載しております。（第5号専決）の誤りでございますので、訂正し、おわび申し上げます。

このページにつきましては後ほど差しかえをさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、承認第9号の説明をさせていただきます。

議案をお開きいただきたいと思います。

承認第9号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年6月10日提出

和東町長 堀 忠雄

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成28年3月31日

和東町長 堀 忠雄

1. 専決事項 平成27年度和東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号専決）
2. 専決理由 平成27年度の後期高齢者医療特別会計において、一般会計繰入金等の予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

右側のページです。

平成27年度和東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号専決）

平成27年度和東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ143万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,776万3,000円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月31日専決

和東町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に読み上げさせていただきます。

1 款保険料、3,352万3,000円、△78万5,000円、3,273万8,000円。

2 款使用料及び手数料、1万円、△1万円、0円。

3 款繰入金、2,332万2,000円、△78万4,000円、2,253万8,000円。

4 款繰越金、6万1,000円、33万9,000円、40万円。

5 款諸収入、228万4,000円、△19万7,000円、208万7,000円。

歳入合計、5,920万円、△143万7,000円、5,776万3,000円。

めくっていただきまして、歳出につきましても歳入と同様に読み上げさせていただきます。

1 款総務費、59万7,000円、△5万5,000円、54万2,000円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、5,399万7,000円、△99万5,000円、5,300万2,000円。

3 款保健事業費、431万3,000円、△24万1,000円、407万2,000円。

4 款諸支出金、20万1,000円、△14万6,000円、5万5,000円。

歳出合計、5,920万円、△143万7,000円、5,776万3,000円。

続きまして、資料No.9、予算に関する説明書により説明をさせていただきます。

1 ページから4 ページの総括は省略させていただきます。

続きまして、5 ページ、6 ページをお開きください。

歳入の主なもののみ説明をさせていただきます。

1 款保険料、1 項後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料、△170万5,000円。

現年度分の減でございます。

2目普通徴収保険料、92万円。

こちらにつきましても、現年度分で88万3,000円の増でございます。

続きまして、次のページ、7ページ、8ページをお開きください。

歳出につきましても、主なもののみ説明をさせていただきます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、△99万5,000円。

負担金補助及び交付金で、広域連合の納付負担金の減額でございます。

以上でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

専決ということもありますし、あと、27年度の決算もまた次の議会であるということですので、確認も含めて幾つかお聞きしたいというふうに思います。

今回の専決の予算を見ていると、一般会計でいいますと、いわゆる積立金が減債基金積立金で1億143万6,000円、それから地域福祉基金積立金で7,000万円というぐあいに、積立金が計上されております。

ちょっと総務課長にお聞きしたいんですけども、今回のこういったことも含めましたですね、この27年度の決算の見込みとして、基金積立額がどの程度になるのか、また先日委員会でも見込みとしては出していただきましたけども、いわゆる一般会計の実質収支ですね、これも一定1億円を超えるぐらいだったのでしょうか、黒字が出たと思うんですけども、大体それも合わせてどの程度の余剰金というものが計上されようとしているか、ちょっと見込みだけお聞きしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

27年度の決算見込額ということで、過日の委員会のほうで報告させていただきました。一般会計におきましては、翌年度へ繰り越すべき財源を除いた形で実質収支1億1,025万円の黒字と、特別会計につきましては、全部の特別会計を合わせまして7,256万4,000円実質黒字ということとなっております。このうち一般会計につきましては1億1,000万余りの黒字ということとなっております。この中では、地方交付税、特別交付税等算入が大きくあったということと、あと、地方創生の交付金の歳入もあったということでございます。

積み立てにつきましては、減債基金につきましては、過去、過疎債を充てておる事業の償還が始まってくるという時期を迎えるということでございます。そういうことで、いわゆる地方創生の計画の中にも入ってますように、実質公債費比率が18%以下に抑えるということで、より低利な利率と繰上償還するというところで、今回、減債基金に積み立てさせていただいたというところでございます。

あと、地域福祉基金につきましては、ご存じのように、前から計画をしております総合保健福祉医療センターの構想がございまして、それに向けてのやはり財源の一部として活用したいということで、今回7,000万円を計上させていただいたというところでございます。

今回こういう形で実質収支は黒字ということになりましたけれども、なかなか来年度以降の地方交付税の算定とかいろいろとまた国のほうでの改正も見込まれておるというところでございます。そういったこともありまして、将来の負担のことを考えまして計画的な財政運営をしていかなければならないということとなっておりますので、今回の専決の予算ということとなったわけでございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

それぞれはいろいろと理由もあると思いますし、大体、これを単純に足しますと約3億円、4億円といった、いろいろ目的はあるとしても一定の余剰金という形でできているというのは確かだというふうに思います。

それで、町長にもここでお聞きしたいんですけども、もちろん減債基金などは今後の債務の返済であるとか、さまざまに備えるという面もありましょうし、福祉基金についても、もちろん一定目的というのがありつつも、やはり地方創生等のこの間であれば、財源等が一定入ってくる中で、本来、一般会計で賄うべきような財源がそういったもので置きかえられていっているというものが一つのこういった状況を生んでいる原因でもあると思うんですね。それはそれで結構だとは思いますが、ただ、やはり地方創生の事業というのは、大体観光というものが中心になっていまして、本当に日常の生活の部分についてのサービス向上であるとかいう部分での財源というのは基本的には大変厳しい状況が続いているというふうに思います。

その中で、この間、いろいろと努力をいただいている面はあるんですけども、やはり一定、実質収支でも1億円を超える余剰金というか黒字が出る中で、28年度の今後の予算執行においても、一定やはり生活に目を向けた中での予算執行というものもぜひ考えていただきたいと思うんですけども、その辺、町長、いかがですか。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えさせていただきます。

今、ありました状況、先ほどの財政状況とか今後の28年度の健全財政を考えてい

く非常に今、国・府等が不安な状態にあるときですので、こういった一定積み立て、また公債比率の問題があるということから一定抑えなきゃならんということで、一応、こういう形で積み立てております。

しかしながら、今、岡本議員も言われますように、やっぱり今までからいろいろと懸案事項とか財政状況の厳しいという状況の中での、いろいろと繰り延べてきた事業が来るというんですか、据え置いた事業があります。今までの委員会でも一部、課長のほうから個人負担金の削減とかいろんな面でのことは申し上げておりますように、福祉の面でもこうした機会にできる限りやろうという一定の努力はしていかなければならないと私も考えております。

しかしながら、先ほども言いましたように、28年度の財政状況は非常に厳しい状況にあるという中で報じられております。それと、和東町の事業は、過疎債が発行してくる中で、今後、返済が始まるであろうと、こういうことを考えますと、一定の公債比率に抑えていくということになれば、これはやっぱりやむを得ない面もあります。こういったところを勘案しながら、今、岡本議員が言われるところの肝心な努力をしてまいりたいと、このように思っているところでございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

今、言われましたように、今後、交付税のあり方、それから今、報道でもありますように、消費税のいわゆる増税というものが先送りされるということの中で、その増税をしないということとのかかわりで、予定していたいろんな財源であるとか、また事業をいわゆるできないんじゃないかみたいなね、ある意味、消費税を人質にとるような悪質な政権側の議論もありますけども、やはりそういうことはあってはならないわけで、そこはぜひ要望もいただきたいんですけども、今、言われましたように、いろいろ厳しい面はありますけども、住民生活も大変厳しい状況がありますので、暮ら

しやすい福祉に目を向けた事業を今後ぜひ補正も含めて検討いただきたいというように思います。

それともう1点、先ほど出ていましたけども、今回7,000万円の積み立てをされました福祉基金の関係で、いわゆる保健センターといいますか、そういったものを一応予定というか、構想として持っておられるということですけども、お金としてはこういうふうに積み立てはいただいているんですけども、いわゆる今後、どのような構想については現状にあるのか。やはり今後、大変こういった施設を整備していくことについては大変大事だというふうに思うんですけども、現時点での構想の検討状況というのは実際どうなのか、その辺、わかる範囲で説明いただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えさせていただきます。

ご案内のとおり、まず構想の前に現状を少しだけ触れますと、診療所の問題、それと福祉センターの問題、さらには将来、この施設については、ご案内のとおり非常に厳しい状況にあるわけですから、今後の耐震とかいろいろ含めて課題が残っております。

それとあわせて、これからの医療体制、福祉行政というのは非常に大きな変化があります。議員もご案内のとおりだと思いますが、いわゆる包括支援センター、ある意味では、こういう状況、いろいろと福祉機能に求められる拠点となる施設の必要性が増してくるものだというふうに考えております。

そういった今の施設の問題と合わせて、これからの必要とする機能の拠点となる施設をあわせて、福祉健康管理センターというんですか、包括支援センターも含めて非常に大きな施設というのが時代の要請に上がってくると思います。そういう時代の流れを見ながら構想を組み立てていこうということで、今、順次そうした現状と将来の

把握に努めているところでありますので、今まだ確定して、こうだということは申し上げられませんが、健康管理センターというのは将来必要だと、こういうことで今、進めているところでございますので、具体案についてはもう少しお待ちいただきたいなど、このように思います。

以上です。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

また今後、委員会等でもですね、できるだけ具体的な検討状況がありましたらぜひ出していただいて、また議論をしていきたいというふうに思います。

それともう1点、22ページですけども、一般会計ですが、これも何度もいろんな機会にご指摘をしているんですけども、いわゆる今回、茶源郷行政情報配信機器設定等業務委託料として750万円ほどの減額というふうになっております。いわゆる光ボックスの設置事業というものをこの間、進めていただいていたしまして、光のサービスを利用した中で町の行政情報とかいうものを配信していくということなんですけども、なかなかいわゆる設置が進まないということで、担当課のほうでもご苦労いただいているとは思いますが、ただやはり、本当に地域でも光ボックスについては厳しいご意見が大変多いんですね。いわゆる事業そのものがどうなのかみたいなお話も伺うこともありますし、なかなか頭打ちしている状況があるという中で、今回も決算的には一定大きな額を残したまま終わろうとされているんですけども、この辺ちょっと現状というのと、この間も言っていました、いろいろ住民の方から出ているような使いにくさの問題であるとかも含めて改善方向が今あるのかどうか、その辺ちょっと説明いただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

茶源郷行政情報配信システムにつきましては、光ボックスの普及につきましてはかねがねご報告申し上げますとおりでございまして、なかなか当初目標の500台に達していないというのが現状でございます。

議員のご指摘もありましたように、一定使いにくいという住民の方の声はかねがね聞いておるといところでございます。その声につきましては、逐次、開発のN T Tのほうへは届けておるといところでございまして、一定時期、光ボックスについては、より使いやすい機能になるようにまた要望を続けてまいりたいと思っております。

現在、委員会のほうでは3月末で416世帯につけさせていただいております。ただ、この5月に新たに11台を給付決定させていただいて、つけさせていただいたといところでございます。

決定の世帯数の累計は454世帯ということになっております。保留でつけてないといところもございしますので、430世帯弱につけさせていただいております。かねがね申し上げますとおり、光回線でインターネット環境が整備できておる和東町の世帯数が800世帯と聞いておるといところでございます。今後はその世帯に設置をしていただけるように、さらなる周知を進めいくことと、これにつきまして、ほか行政区の公民館のほうへつけていただくということで、設置の補助、ランニングコストの補助をこの28年度から開始したということで、6月に各区长さまへ設置のご依頼をさせていただいたといところでございます。ぜひとも区のほうへ設置していただきまして、いわゆる区のふれあいサロン等で活用していただきまして普及を図ってまいりたいというように思っております。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

当面の目標といいますかね、500にはもう少しというところだと思うんですけども、やはりもともとと言われていたですね、これをつけることでいわゆる見守り問題であるとか、そういったことにも使っていきたいという話があったんですけども、この450ほどの中でどういう年代層というか、世帯がつけておられるのかということも大変分析も大事だと思いますし、そこもぜひ今後分析していただいて、やはり個人的な部分での財政支援も、前から言っていますように、一定必要な状況もあると思うんですよね負担がどうしてもかかるだけに。そこも含めて鋭意検討いただきたいというふうに思います。

最後に、国保の関係なんですけどね、先ほどちょっと出てましたけども、いわゆる委員会でも今回27年度の決算見込みでは一定の黒字というのが見込まれているということが報告いただきました。4,000万円程度ですね。あと、保険給付が大変減額という中で、共同事業のところでの交付金というものの一定の制度改善も含めての話ですけども。そこで町長、最後にお聞きしておきたいんですけども、今回、一定、人間ドック等の関係については改善していただくということは報告いただいて、それはそれでよかったと思いますけども、やはりこれまで国保税そのものの引き上げが何度かあって、大変、税そのものの高額さというものが大きく住民生活を脅かしているというのが現状だと思います。そういう点で、もう一步そういう税そのものの軽減、引き下げを含めて、27年度も踏まえてぜひ検討いただきたいと思うんですけども、その辺の考えだけお聞きしておきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

今回のこの国保会計の黒字なんですけど、私は二つがあると思っています。

一つは、大きな心臓等とかのそういう手術がこの年度は非常に少なかったという、医療費そのものの全体額が落ちたということでもあります。もう一つは、今まで共同交付金とか国保の保険なんです、この保険というのが一定の診療のあるものしか該当しないという、金額が一定80万円とか決められておったものが今度は1円からいけるということまでは、そういったもので、非常に保険制度で受けられる面も出てきたと。この2面から今回あるなという、私なりに見方をしております。

こういうことになれば、これはずっとそうなのかというところをもう少し見定めないと、今回の収益でもって次の補助率に影響というのは今のところは考えていないわけでありまして。しかしながら、こういう収益が出てまいりますと、今日までの課題があります。これは岡本議員もこの本議会を通じて質問されていたわけなんです。ほかの議員も、これは全議員からの声として私は聞いているわけなんです、いわゆる人間ドックの負担金の問題、特定診療に対しての負担金の問題、こういったものが近隣の市町村に比べて非常に高い面がありました。こういったところを近隣並にやっぺいこうと。特定とかいろんなところでは無料というところも、これは無料ですけども、もう少し違う面があるんですが、一定今後努力していかなきゃならない面は残っておりますが、一定、今までの質問をいただいた中での平常の中に戻すというのを今回28年度から進めていきたいと。この辺が課長から答弁させていただいている内容であります。

税額の減額というところは、もう少し様子を見てみないとわからないということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（畑 武志君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度和東町一般会計補正予算（第7号専決））は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度和東町一般会計補正予算（第7号専決））は原案のとおり承認されました。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第5号専決））は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第5号専決））は原案のとおり承認されました。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号専決））は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号専決））は原案のとおり承認されました。

承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第2号専決））は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度和

東町下水道事業特別会計補正予算（第２号専決））は原案のとおり承認されました。

承認第８号 専決処分の承認を求めることについて（平成２７年度和東町介護保険特別会計補正予算（第４号専決））は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第８号 専決処分の承認を求めることについて（平成２７年度和東町介護保険特別会計補正予算（第４号専決））は原案のとおり承認されました。

承認第９号 専決処分の承認を求めることについて（平成２７年度和東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号専決））は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第９号 専決処分の承認を求めることについて（平成２７年度和東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号専決））は原案のとおり承認されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

次回の本会議は、来る６月２０日午前９時３０分より本議場で開会いたしますので、ご参集くださいますよう通知いたします。

本日はご苦労さまでございました。

午後４時４２分 散会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

平成 28 年 8 月 16 日

和東町議会議長 畑 武 志

署名者 和東町議会議員 岡 本 正 意

〃 和東町議会議員 小 西 啓